

平成 29 年第 4 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 12 月 5 日 開会

平成 29 年 12 月 8 日 閉会

麻 績 村 議 会

平成29年第4回麻績村議会定例会会議録目次

| | |
|-----------|---|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号 (12月5日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 3 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 4 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| ○事務局職員出席者 | 4 |
| ○開会及び開議の宣告 | 5 |
| ○議事日程の説明 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○村長挨拶 | 6 |
| ○諸般の報告 | 7 |
| ○請願・陳情等の委員会付託 | 7 |
| ○議案第1号～議案第9号の一括上程、提案理由の説明 | 8 |
| ○散会の宣告 | 12 |

第 2 号 (12月7日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 13 |
| ○出席議員 | 13 |
| ○欠席議員 | 13 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 13 |
| ○事務局職員出席者 | 13 |
| ○開議の宣告 | 14 |
| ○議事日程の説明 | 14 |
| ○一般質問 | 14 |

| | |
|-----------|-------|
| 飯 森 茂 孝 君 | 1 5 |
| 塚 原 利 彦 君 | 2 9 |
| 峯 村 賢 治 君 | 4 2 |
| 宮 川 秀 俊 君 | 5 7 |
| 塚 原 義 昭 君 | 7 3 |
| 小 瀬 佳 彦 君 | 8 3 |
| 茂 木 泰 男 君 | 1 0 0 |
| ○委員長報告 | 1 1 1 |
| ○散会の宣告 | 1 1 4 |

第 3 号 (12月8日)

| | |
|---------------------------------|-------|
| ○議事日程 | 1 1 5 |
| ○出席議員 | 1 1 5 |
| ○欠席議員 | 1 1 6 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 1 6 |
| ○事務局職員出席者 | 1 1 6 |
| ○開議の宣告 | 1 1 7 |
| ○議事日程の説明 | 1 1 7 |
| ○議案第1号の質疑、討論、採決 | 1 1 7 |
| ○議案第2号の質疑、討論、採決 | 1 1 8 |
| ○議案第3号の質疑、討論、採決 | 1 1 8 |
| ○議案第4号の質疑、討論、採決 | 1 1 9 |
| ○議案第5号の質疑、討論、採決 | 1 2 0 |
| ○議案第6号の質疑、討論、採決 | 1 2 0 |
| ○議案第7号の質疑、討論、採決 | 1 2 1 |
| ○議案第8号の質疑、討論、採決 | 1 2 1 |
| ○議案第9号の質疑、討論、採決 | 1 2 2 |
| ○発議第1号の質疑、討論、採決 | 1 2 2 |
| ○発議第2号の質疑、討論、採決 | 1 2 3 |
| ○閉会中の継続審査の申し出について | 1 2 3 |

| | |
|--------|-------|
| ○村長挨拶 | 1 2 4 |
| ○閉会の宣告 | 1 2 5 |
| ○署名議員 | 1 2 7 |

○ 招 集 告 示

麻績村告示第39号

平成29年第4回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月27日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 平成29年12月5日（火） 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 飯 森 茂 孝 君
3番 峯 村 賢 治 君
5番 塚 原 義 昭 君
7番 茂 木 泰 男 君

2番 塚 原 利 彦 君
4番 宮 川 秀 俊 君
6番 小 瀬 佳 彦 君
8番 小 山 福 績 君

不応招議員（なし）

平成29年第4回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成29年12月5日（火）午後1時30分開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第9号まで一括上程

議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条
例について

議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第5号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について

議案第6号 平成29年度麻績村一般会計補正予算（第5号）

議案第7号 平成29年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第8号 平成29年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第9号 平成29年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）

出席議員（8名）

1番 飯森茂孝君

2番 塚原利彦君

3番 峯村賢治君

4番 宮川秀俊君

5番 塚原義昭君

6番 小瀬佳彦君

7番 茂木泰男君

8番 小山福績君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

| | | | |
|--------|-------|----------|--------|
| 村長 | 高野忠房君 | 副村長 | 塚原勝幸君 |
| 教育長 | 飯森力君 | 村づくり推進課長 | 宮下和樹君 |
| 総務課長 | 宮下利秀君 | 振興課長 | 塚原敏樹君 |
| 上下水道室長 | 飯森秀俊君 | 住民課長 | 森山正一君 |
| 観光課長 | 青木秀典君 | 教育次長 | 臼井太津男君 |
| 監査委員 | 花岡興男君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 江森勇夫 | 書記 | 宮下桜 |
|--------|------|----|-----|

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（小山福績君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年第4回麻績村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配布資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（小山福績君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、1番、飯森茂孝議員、5番、塚原義昭議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小山福績君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

11月7日開催の議会運営委員会において、12月5日から12月8日までの4日間と決定しております。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日5日から12月8日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、12月5日から12月8日までの4日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（小山福績君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成29年第4回麻績村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、ことし1年を振り返りますと、世界ではアメリカ大統領にドナルド・トランプ氏が就任、アメリカ第一主義を宣言。北朝鮮の度重なるミサイル発射や中国の海洋進出などによる東アジアの緊張の高まり。また、国内では長野県の消防防災ヘリコプター墜落による搭乗員9名全員が死亡、台風18号が日本の本土四島全てに上陸するなど、明るさを欠くニュースが目立った思いがいたします。

そして、異常気象による豪雨や地震などにより、全国各地で大きな災害が発生いたしました。

麻績村でも、5月末日の降ひょう被害による台風、そして、長雨による農作物への影響はあったものの、総じては平穏な年でありました。安堵の思いとともに、災害に強い麻績村を

築いてこられた先人たちのご努力に改めて感謝をいたした次第であります。

一方、国内経済については底がたい内外需を背景に、景気回復基調が続いており、株価も高水準で推移しております。しかし、地方においては、まだ多くの分野で実感を伴った景気回復にはなっておらず、過疎化、少子化、高齢化が一段と進み、地方経済や中山間地域農業の行方には厳しさが感じられます。

こうした中、麻績村が今後どのように進んでいくか、明日につながる元気な麻績村をどうつくっていくのか、今が重要なときだと思っております。

若者定住の促進、子育て、教育環境の充実、道路や防災施設整備などの安心・安全の村づくり、農業後継者の育成など新たな農業振興策の実施、お年寄りや障害者が安心して暮らせる村づくり、人生最後まで生きがいを持って元気に暮らせる健康長寿の村づくりなどなど、重点を置いた村づくり事業が村民皆様のご理解とご協力により順調に推移しております。

私自身の任期は残りわずかとなってまいりましたが、できることなら引き続き議員各位を初め、村民皆さんとともに知恵を出し合い、麻績村のさらなる飛躍のために汗を流したいと考えております。

今定例会には、条例制定、改正案件、補正予算案件等を提出いたします。詳細は後ほどの提案理由の説明で申し上げますが、何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（小山福績君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告については、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（小山福績君） 日程第5、請願・陳情等の委員会付託を行います。

第29-8号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書」の採択を求める陳情書については、社会文教委員会で、第29-9号 両村ごとの学校運営計画を見直し、協働による小学校1校、中学校1校の設置運営を求める請願書については、議員全体での協議とし、総務経済、社会文教委員会合同でそれぞれ付託いたしますので、各委員会で審議をお願いいたします。

また、第29-10号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書、第29-11号 最低制限価格の設定に関する陳情書、第29-12号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書については、文書配布のみとします。

◎議案第1号～議案第9号の一括上程、提案理由の説明

○議長（小山福績君） 日程第6、議案第1号から議案第9号までを一括上程いたします。

議案名の朗読は省略します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、本定例会に提出いたしました議案9件につきまして、提案理由を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号 特別職の職員で常勤の者等に給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を一括して申し上げます。

人事院は平成29年8月8日、国家公務員一般職の給与制度の総合的見直しの実施を国会及び内閣に勧告いたしました。国及び政府は人事院勧告どおり実施することとし、その改正案を平成29年11月召集の特別国会に提出されました。

麻績村におきましてもこれに準じて給与等の改正をいたしたく、関係3議案を提出させていただくものです。

議案第1号及び第2号につきましては、議会議員及び常勤特別職の期末手当を、それぞれ

0.05月引き上げる条例の改正を、議案第3号につきましては、一般職の職員の期末手当を0.1月引き上げのほか、給与を平均0.2%引き上げについて条例の改正をするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第4号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

若者定住促進対策として、若者の定住人口増加と地域活性化を図るため、麻績村若者定住促進住宅を本町地区に新たに2棟建設しております。

建設に伴い、麻績村若者定住促進住宅の戸数変更、また、別表家賃額について所得増加傾向にある世相を反映し、条例を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、議案第5号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についての提案理由を申し上げます。

聖高原別荘地地上権設定の期間満了者に対しまして、鋭意契約更新手続を進めておりますが、一部におきまして契約更新に応じない事案が生じております。また、長期にわたり地代を滞納している方もおります。

これらの地上権者に対し、地上権設定契約期間満了による権利抹消及び契約に基づく権利解除を法的行為により行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号 平成29年度麻績村一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

平成29年度も第3四半期を過ぎようとしておりますが、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項について、予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税は普通交付税額確定による増額を、使用料及び手数料では教員住宅使用料の減額を、国庫支出金では災害復旧費国庫負担金、番号制通知カード関連委任事務交付金の増額を、県支出金では中山間地域農業直接支払事業、森林づくり推進支援金事業補助金の増額を、寄附金では地域応援寄附金の増額を、繰入金では麻績村環境衛生事業基金の減額を、諸収入

では観月苑事業収入及び雑入の増額を、村債では過疎対策事業債及び災害復旧事業債の増額を、辺地対策事業債の減額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

全款にわたり、人事院勧告等に伴い、人件費の精査を行い補正計上いたしました。

その他主な各款別支出項目内容を申し上げます。

総務費では、総務管理費において臨時職員等賃金、長野県市町村総合事務組合負担金の不用額を、消耗品、法令追録代、郵便料、庁舎電気保安業務委託料の不足額を、地域おこし協力隊経費精査による増額を、戸籍住民基本台帳事務費において住民基本台帳システム改修業務委託費の不足額を、選挙費において村議会議員一般選挙経費不用額を補正計上いたしました。

民生費では、社会福祉費において福祉医療費システム改修委託費、国民健康保険特別会計操出金の増額を、福祉センター施設修繕費、社会福祉施設電話料の不足額を、児童福祉費において公園遊具修繕費、保育園電話料の不足額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、農業費において農産物加工施設備品購入費、中山間地域農業直接支払事業補助金、村単自営工事補助金の不足額を、林業費においては造林委員報酬不足額、森林づくり推進支援金事業費の増額を、消耗品不用額を補正計上いたしました。

商工費では、商工費において広告料不足額、信濃観月苑事業費の財源組み替え等を補正計上いたしました。

土木費では、土木管理費において芦澤砂防事業費負担金不足額及び水道事業特別会計操出金、下水道事業特別会計操出金の増額を、道路橋梁費において支障物件等補償費不足額を補正計上いたしました。

消防費では、消防施設費において村単事業工事請負費不用額を補正計上いたしました。

教育費では、教育総務費において光熱水費不足額を、小学校費において施設修繕費、就学援助費の不足額を、中学校費において特別分担金の増額を、社会教育費において社会教育施設の光熱水費、施設管理等委託料の不用額を、リースレンタル料、施設修繕費の不足額を補正計上いたしました。

諸支出金では、今後の財政支出に備えたそれぞれの基金積立を、災害復旧では公共土木施設災害復旧費において、台風21号災害による村道災害復旧のための関係費を増額補正計上いたしました。

予備費では、今後における各種事業の執行に伴う財源確保のため、一般財源の残額を補正

計上いたしました。

補正額は9,390万円の増額で、歳入歳出総額は26億3,100万円となります。

次に、議案第7号 平成29年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般被保険者国民健康保険税、国庫特別調整交付金、一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、出産育児一時金、保健事業費の不足額を補正計上いたしました。

補正額は100万円の増額であります。

次に、議案第8号 平成29年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、下水道事業国庫補助金、一般会計繰入金の増額を、下水道事業債の減額を補正計上いたしました。

歳出では、人事院勧告等に伴う人件費、施設管理費、村単事業工事請負費の不足額を補正計上いたしました。

補正額は90万円の増額であります。

次に、議案第9号 平成29年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費、公課費、維持管理費の不足額を補正計上いたしました。

補正額は280万円の増額であります。

以上9議案、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小山福績君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については12月8日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小山福績君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

平成29年第4回麻績村議会定例会第1日目を散会とします。

なお、この後、全員協議会を開催し、上程しました議案等について提出者より詳細説明を受けますので委員会室にご移動願います。終了後、常任委員会において付託案件の審議をお願いします。終わり次第議員打ち合わせ会議を開催しますので、あわせてお願いいたします。
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時50分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小山福績君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は7名ですが、3番、峯村議員から、10分くらい所用によりおくれるという連絡が入っておりますので、8名全員になります。定足数に達していますので、平成29年第4回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

麻績小学校6年生より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

報道関係者より、撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎一般質問

○議長（小山福績君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は、7名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可します。

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（小山福績君） 1番、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

1番、飯森議員。

〔1番 飯森茂孝君 登壇〕

○1番（飯森茂孝君） 皆さん、おはようございます。

議席番号1番の飯森です。

私は、議員となりまして初めての一般質問に挑みます。さきに通告してありますとおり、質問事項は3つあります。1つ、災害時に備えるための防災危機管理体制について。そして、2つ目、子育て支援の充実と若者住宅地への環境整備ですね。そして、3つ目、学校問題に対する保護者や村民の根強い不安について。この3点であります。

それぞれの質問要旨での一問一答でお願いしたいと思います。

それでは、自席にて質問をさせていただきます。

それでは、質問させていただきます。

質問事項の1番です。

初めに、私たち日本国内で東日本大震災から6年8カ月がたちました。県内では、栄村の地震、南木曾を襲った土石流、そして御嶽山の噴火、神城地震と、立て続けに大きな被害が発生しています。最近では、ゲリラ豪雨が各地で猛威を振るっております。

私は昨年熊本地震に危機感を感じ、災害時に備えるための防災危機管理体制の強化がどうしても必要だと、そう思いまして質問事項の1といたしました。

地震の被害を最小限にとどめるには、建物の倒壊を防ぐことが、これは阪神・淡路大震災とか熊本地震で証明された教訓であります。この犠牲者の8割が住宅の下敷きで命を奪われています。ですので、いかに建物の倒壊、これを防がなくてはなりません。長野県でも、この耐震改修促進計画が策定されております。そこで、麻績村における耐震化対策について伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからは、一般の住宅の耐震の関係について答弁させていただきます。

現在、一般の住宅の耐震診断、耐震改修の現状でございます。平成25年からの現状を申し上げますと、平成25年に耐震診断を受けたのが5件、26年、27年、28年とそれぞれ5件ず

つ、今年度29年は耐震診断4件でございます。

それから、耐震改修でございます。改修につきましては、平成25年に1件、それから平成27年に1件ということで、ここ5年間では2件の改修となっております。

麻績村では、平成20年3月に麻績村耐震促進計画を策定しまして、村内の住宅の耐震化の推進を図っているところでございます。平成15年の住宅の土地統計調査によりますと、村内の住宅の総数、その当時1,050戸ございました。そのうち昭和56年以前、耐震化が設計上進んでいない建築された建物でございますけれども、住宅が704戸ということで、全体の67%を占めている状況でございます。

村では平成20年3月に計画を策定し、耐震化に向けて広報、それから、この耐震改修、耐震診断に向けては、広報等でそれぞれ住民のほうには情報提供をしているわけでございますけれども、数字を見てもおわかりのとおり、民間の住宅の耐震化は進んでいないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから、公共施設の状況について説明をさせていただきます。

耐震基準につきましては、建物が地震の振動に耐え得る能力を定めるものでございます。関東大震災の翌年に施行されまして、昭和56年に大きく改正され、その後、個々の改正がなされているところでございます。

麻績村の村が直接管理、維持する住民が直接利用する公共施設について、若干説明をさせていただきます。直接使用する建物につきましては、新基準で建設されたもの、56年以降建設されたものが役場庁舎など4施設、耐震補強済みの施設が小・中学校など3施設、新基準で建設が確認された施設が麻績村体育館など1施設、現在改修中の施設が第2公民館など1施設、未改修の施設が1施設、今後検討というような状況になっております。

以上でございます。

○1番（飯森茂孝君） 今、村内における耐震診断と耐震対策の現状ということでお話いただいたんですけれども、皆さんもご存じのとおり、昨日、真夜中ですね、6日の0時14分、緊急地震速報が流れました。麻績村でも震度4という、大変強く感じたんですけれども、幸いに麻績村では大きな被害はなかったと、そういうふうになっていますけれども、私たちは想定外の地震が発生する可能性があるということを常に心がけていなければならないと思いま

す。

そして、私、少々気になるところがあるんです。というのは、公共施設の中で、山ぼうしの作業場と、そして麻績村福祉企業センターです。いずれにしても古い施設だと思います。このところを何とか耐震補強をしていただきたいと、そんなふうに提案いたします。

それに、第2公民館のほうでは、テレワークなど、そして耐震設備のほうも今、改修されてやっているわけですが、私は各地区の公民館、全部で二十数戸ある公民館だと思いますが、もう公民館も随分と老朽化しているところがあります。このように、何かいざというときには必ず集まる施設だと思います。ですので、この各公民館も、しっかりとした耐震化をしていただくように望みます。よろしく願いいたします。

次に、防災訓練についてお伺いいたします。

防災訓練というものは、最大の防御策だと思います。ホット情報おみには、防災訓練、全地区5年をめどとありました。これは私にとってみれば、もう少し短縮して、訓練をする地区をこの二十何地区というものをなるべく早く、その訓練をしていただきたいと。それは、やはり備えあつてのことだと思いますので、ぜひ訓練実施の短縮化を求めたいと思います。これは行政主導で幾らでもできるんじゃないかなと、そんなふうに考えているわけです。

この防災訓練、全地区5年間のめどとありますけれども、短縮すべきではないかという、これが質問要旨2になります。ご答弁をお願いします。

○議長（小山福績君） 飯森議員に申し上げます。

再質問の際は挙手をして、こちらから指名するまで、お願いします。

答弁、高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） まず最初に、私のほうから答えさせていただきますが、先ほど山ぼうしと企業センターの耐震についてのお話でございますが、ご要望ということでございますが、山ぼうし、企業センターにつきましては、耐震と申しますか、そろそろ再整備、建てかえが必要ではないかということで、内部ではそんな検討に今入っているわけでございます。

それから、地区の公民館等につきましては、これはまた地区とお話しして、昭和56年以前に建設した建物等について、今後地区と相談して進めていきたいと、こんな考え方でございます。

防災訓練の各地区で実施しておりますのは、できるだけ早くということでございますが、これは具体的なことについては、総務課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、防災訓練の実施について説明をさせていただきます。

防災訓練の若干の経過をご説明をさせていただきたいと思いますが、まず防災訓練を全地区でやろうとした件でございますけれども、糸魚川静岡構造線の発生確率が上がったということ、また近年、国内で大きな災害が発生しているということがありまして、また、村内の自主防災組織が25地区、21地区ででき上がっているというような状況もありまして、平成28年7月の区長会を臨時に開きまして、全地区で防災訓練を実施したいということが始まりでございます。

議員おっしゃるとおり、5年ということには特にこだわっておりませんが、ただ、区長会、また地区懇談会等で回ってみますと、各地区の状況が大分違っております。毎年実施している地区もございますし、今までやったこともない地区もあるというようなこともありまして、本年から麻績消防署の協力も受けまして、実施の段階から、どのような訓練をしたらいいかというようなことも踏まえて今進めておるところでございます。

先日の広報10月号でも各地区に広報ということで載せさせていただきましたけれども、広報を進める中で短縮できれば、なるべく短くしたいというような形で考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） お願いします。

最近では、全国瞬時警報システム、Jアラートですね。何回も流れてきております。私としてみれば、このミサイル通過というのものも、ただごとではない有事だと私は認識します。ぜひ、先ほど来言われましたように、麻績村全体の防災対策強化を目指していただいて、ぜひ前倒ししていただきたく提言いたします。

それでは、支え合いマップについて一言述べさせていただきます。

災害対策基本法に基づきまして、高齢者や障害者、いわゆる要配慮する方たち、要配慮者、その把握と、行政側からの避難連絡網の確立、サポート体制を一日も早く見える化していただきたい。

そこで質問の要旨3です。災害時対応のために住民支え合いマップの作成を早急を実施していただきたい。これは危機管理体制の基本だと思いますので、質問させていただきます。お願いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） それでは、私のほうから、ご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

災害時住民支え合いマップにつきましては、災害時に高齢者や障害をお持ちの方などで避難行動に支援が必要な方です。いわゆる要援護者や要援護者を支援する支援者の居住地、一時避難の場所や避難所などの位置、地域にある資源や地区内の危険箇所などの情報を地図上に記載しているものであります。その情報を住民の皆さんが共有することによりまして、災害時に要援護者などの安否確認、避難や支援を迅速に行うための手段として活用するものであります。

また、日常的な地域福祉活動のための支え合いマップとしても活用できるよう進めているところであります。

麻績村においては、平成26年11月に発生いたしました白馬村を震源とする長野県北部地震を契機に、平成27年度より災害時住民支え合いマップの作成を推進してまいりました。これによりまして、平成28年度までに4地区で住民支え合い台帳の作成、また支え合いマップの作成が実施されております。

現在、支え合い台帳の作成、マップの作成を行っている地区が全地区のうち6地区、実施に向け1地区で村からの説明会を行っております。現在は、村の中の約4割の地区で着手をしていただいている状況となっております。

当村においては糸魚川静岡構造線における地震の発生確率も高いという状況、いつ地震が起きてもおかしくないと言われております。このため、全地区での支え合い台帳、マップの作成を早急に進めたいと村のほうでは考えております。

区長会など契機を捉えまして、皆さんに安全な村づくりについてご理解、ご協力をいただきながら、できるだけ早い時期にマップを作成していただくようお願いしているところであります。

また、マップを作成することが最終的な目的ではありません。作成したマップを使用して安否確認や避難訓練などを定期的、または継続的に実施することで災害の発生時に迅速な対応がとれるということでもありますので、各地区でのこのような訓練の取り組みについてもお願いしているところであります。

以上であります。

○議長（小山福績君） 1 番、飯森議員。

○1 番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

きょうここで私が一番強調したいことは、麻績村でも、ひとり暮らしの高齢者の方や、それに老老介護の方が随分このところ多くなってきていると、そんな危機感から、現在進行中という地区が10地区といわれております。しかしながら、これは全地区の作成を急いでいただくことをぜひ前倒しして、なるべく急いでやっていただくようお願いしたいと思えます。

質問事項の1についての危機管理体制については以上で終わりますけれども、次、質問事項2に移りたいと思えます。

質問事項2につきましては、子育て支援の充実と若者住宅地への環境整備についてということと質問させていただきます。

私は、若者定住住宅地の入居者の皆さんから、大変貴重な意見を聞くことができました。私は、ここでその意見を聞くということに対して、この住宅地では村の未来を知ること、探ることのできる村づくりの宝の引き出しの意見だと思っています。麻績村の羅針盤住宅地と、私はそういうふうの名づけております。

ここではほとんどの方がベッドタウンとして住む方が多い中、子育て、そして教育の悩み、その意見の中には自然のよさ、そして家賃が非常に安いと喜ばれております。そして、子供が中学を卒業すると定住できない、または子供に友達100人できるかな、こんなような心配までされている親御さんもいらっしゃいます。

高速道路を利用できるので非常に便利だと、安心して働ける場所がない、特に麻績村は高齢者には手厚い支援がされていると、そんなようないろいろな意見が出ているわけですが、非常にその中で印象的に残ったのは、子供の将来が不安だと、そんなような不安材料の意見も、いろいろな意見、私は聞いてまいりました。

そこで、この中から、あそこでは若いお母さん、お父さんがいますけれども、ひだまり広場、この利用者のお母さんたちから多く寄せられた声です。月曜日、火曜日、金曜日の午前使用、これをもっと増やしてほしい、そのような子育て支援充実の要望でした。

そこで質問要旨1です。ひだまり広場の全日開放を望む声を支援できないか。ぜひご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから、お答えを申し上げたいと思います。

現在のひだまり広場につきましては、今議員さんのおっしゃったとおり、月火金の午前中を主に週3回の開設をしております。また、同日の午後につきましても平素開放しておりますが、現在までに利用者はわずかでありました。小さな子供と一緒に1日近く過ごすことは、お昼寝や食事等からしても難しい面があるかとは思いますが、

なお、利用者にも利用形態等の聞き取り等は随時行っており、できる限りご要望に沿えるよう検討は行っております。

ひだまり広場は、保育園とは違いまして、保護者間の交流や相談等を行いながら子育てを支援している事業であります。これからも、現利用者や初めての出産、子育てとなるお母さん方にも、保健福祉部門と連携を密にしながら情報提供、またご意見やご要望をいただきながら、本当に子供たちが、お母さん方が気軽に利用できるよう、そして、その中でよりよい支援ができるよう努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 実は、私も実際にひだまり広場を訪問いたしました。そのときに、利用者の皆さんから物すごく人気の高い施設だと私は思っています。そういうところに、ぜひ手を差し伸べるような、そういうニーズに応えていただきたいと。ぜひ、これからもそれを検討していただいて、前向きな姿勢で考えていただきたいと思います。

次に、児童福祉施設の整備に関する質問をいたします。

これは実際には本町地区になりますけれども、若者住宅地に安心して子供さんが遊ぶことのできる地域児童公園の設置を、このような声が若者住宅の親御さんのほうから多く聞かれます。このニーズに応えるために対応していただきたいと思いますが、村のほうではどんな方策を考えておられるか質問したいと思います。よろしく願いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、若者住宅地の安心して子供が遊ぶことのできる地域児童公園をとということでございます。

本町地区への若者住宅地の建設につきましては、今年度2棟建設をし、来年さらに4棟建設ということで、今年度は造成工事を行う予定にしております。今回の造成工事を行うに当たりまして、要望もいただいておりますけれども、来客してくる方が車をとめられるスペー

スがないというような話をいただいておりますしということで、そんなスペース、それから緑地を残すということで、今現在、用地的には可能かなというふうに思っております。

ただし、前例を申し上げますと、以前、他の地区において、子供の遊び場が欲しいということで公園をつくる計画を村のほうでした経過があり、実際にその計画を地区へ投げかけたところ、管理上の問題から公園の建設については地区から異論が出されまして、そのとき一度頓挫した経過があります。その後において、管理を地元が責任を持って行うということで公園を整備したいとの旨の申し出をいただきまして、そのときには宝くじの助成金を活用して地区での設置をした経過がございます。

設置に当たっては村がつくる、それから、地区主導でつくるという、両方、いろいろな方法あると思いますけれども、その後の管理については地区の管理ということになります。遊具を設置すれば事故があったときの管理責任ですとか、例えば砂場をつくれれば砂場に動物のふん等の処理の問題だとかというような問題、それから年数回の草刈り等の管理ということが、それぞれ地区管理ということで必要になってまいります。

地区の合意が形成されれば、村としては、いろいろな形で整備はしてまいります。本町地区でございますので、本町地区の中で若者定住の皆さんのお話を聞き、全体でそういった機運が盛り上がってくれば、村としても何らかの支援をさせていただきたいと思っております。

とりあえず、現在の計画については、空きスペースは緑地という形で残す予定でございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今の説明なんですけれども、私が村のほうで若者住宅の推進事業をやって、いわばそこへ、それに賛同する子供さんから大人まで76名という方が入居しているわけです。それで、こんなことを考えてみますと、やはり子育て支援の充実を図るためにも、あそこの拠点的な児童公園、この環境整備にぜひ努めていただかないと、これは片手落ちじゃないかなというふうに、私自身は思います。

今、振興課長のほうから、いろいろな管理ということも難しいと。そういうことは、やはりその若者住宅に暮らしている方の親御さんたちに話せば、ぜひそういう施設を、遊びの場のできる遊園地をつくってもらいたいと、そういう切なる願いですので、それは管理に関しては、幾らでも私たちも説得することができると思います。

それで、私、なぜこういうことを言うかということ、子育て支援の充実を図る、そういう分

類の中にも、児童公園の環境整備に努めて、そういうように具体的に書かれているわけですよ。ぜひ、この強い要望に行政のほうでも応えていただきたい。

これは子育て世代の真っ最中の方々の住宅地なんですよ。実際には、そこへ皆さんが麻績村の振興住宅をとということで、そこに募って皆さんが、これで2棟ができるということになると、80名の一つの区としてできるくらいの大規模な人数です。こういうところをやっばり大事にしていかなきゃいけないなとは思いますが、今振興課長が言われましたけれども、そういうことがあるならば、私は自分の考えとしては、子供さんや大人の方が憩いの場所としてつくってもらえるんだったら、あずまやでもいいと思うんですよ。あずまやでもいいと思うんです。そんなふうに私は考えております。

ぜひ、ここも、これからしっかり皆さんの意見を聞いて検討していただきたいと思います。それでは、次、質問事項の3に移ります。

これは質問事項3、学校問題に対する保護者や村民の根強い不安についてお願いしたいと思います。

まず、その前に、私自身の思いを述べさせていただきたいと思います。

昨年、筑北中学校の生徒が87名と知りました。生徒数の激減に驚き、そして、またことし4月、筑北村が学校組合脱退という新聞の記事が載っておりまして、私は大きなショックを受けました。

高野村長はそのコメントの中に、非常に残念な思いだけれども、筑北村の総意での決定ということでやむを得ないと、そんな記事が載っておりました。私はそれを見て、聞いて、すぐ中学校を訪問いたしました。その中で、私は学校要覧というものをいただいてきて、ここに載っている筑北3班と3地区から通学する生徒をあらわしている筑北中学校の校章、そして、校歌という、それを見たりしたときに、何とも言いあらわしようのない無念さを感じました。

一方的な脱退とはいえ、来年度からは筑北村の新しい中学生は、スクールバスで、または電車で麻績村の小学校、役場、中学を見ながら通過する、そんな子供さんの気持ち、心情を考えてみますと、非常に私は心が痛みます。子供は親の会話、そして我々大人の行動をしっかりとして、将来の地域愛、そんなようなものも考えていくと思います。

そこで伺います。いろいろな経過があったと推測いたしますけれども、仮に筑北村が組合立へまた復帰を求めた場合、麻績村の考えはいかがでしょうか。この辺について、高野村長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいまの筑北中学校の組合立解消についてのお話が出たわけですが、先ほど議員おっしゃるとおり、私も本当に残念な思いということでありまして、長年築いてきました麻績村と坂井村との関係が、これによって離れていくというのが大変寂しい、そんな思いでございまして、気持ちとしては、議員と全く同じ気持ちでございます。

ご質問のもし復帰を求めたということになりますと、私としては心から歓迎し、対処していきたいと、こう考えておるわけです。ただし、今回の離脱につきましては、両村で協議をしたという形ではなくて、いわゆる例外規定の地方自治法第286条の2第1という、いわゆる例外規定によって一方的に届け出をしたということでありまして、そういった場合にはもう一度手続が少し複雑であるわけですが、当然そういった事務を進めながら、もとに戻るものであれば対応は十分していきたいと、こう思っております。

いずれにしましても、これも筑北村さんがどうなっていくかということであるわけでございます。

以上であります。

○議長（小山福績君） 飯森議員に申し上げます。

議事録作成のために録音をしておりますので、マイクの有効利用をお願いします。

1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 答弁ありがとうございました。

私は、今本当に高野村長の言葉を聞いて、心の中が物すごくすっきりいたしました。今、高野村長は、組合立への復帰を求めた場合には歓迎すると、ウエルカムだと、そういうふうに使われたと思います。私は、その言葉をこれからもやっぱり信じていきたいと思っておりますし、少しの明かりだけは残しておいていただかないと困るなという思いです。

私、年に2回ぐらいは聖のてっぺんへ、登山というか上がったりしますが、あそこから見ると麻績村、筑北村というものは、盆地の中には1つだけです。そんなことを考えてみますと、どうしても子供さんの教育の場というのは、皆で協力して一つに絞っていったほうがいいんじゃないかなど。どこに絞るかというのも、これは確かに問題点はあると思います。しかしながら、そういうような融和を図っていかなければ、これからは麻績村としてもやっていけないんじゃないかなどということで、私自身の気持ちはそう思っております。

次に、質問要旨2に移りたいと思います。

私は、10月12日開催されました一貫教育に関する一般向け講演会に出席いたしました。そこでの私の感想は、とにかく教員の方々の参加が多くて、保護者、一般の方が非常に少なかったと、そういうふうに私は記憶しています。

そこで私は、一部の保護者の方たちは、やはり松本や屋代への一貫教育を考える、そんな保護者の方も当然もう出てくる時代になったよと、私は感じております。そうすると、どうしてもこういう質問になります。

質問要旨2ですけれども、村の進める一貫教育の内容説明は、保護者参加が大前提だと思うんですね。やはりそのところを大切にさせていただかないといけないと思います。そういう私は保護者を最優先すべきとの認識から、この辺を教育長さんはどのように考えているかということ質問させていただきたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 村の進める一貫教育の内容説明は、保護者参画が大切ではないかということでございます。おっしゃられるとおり、保護者の意見等を幅広くお聞きする中で方向性を持っていくことが大切と考えております。保護者の皆さんを初め、村民にもご理解をいただき、あわせて子供たちに直接ご指導いただきます保育士や小・中学校の先生方にもご理解をいただかなければ、進めていくことはできないというふうに考えております。

そして、現在進めております麻績村の教育方針に関する研究検討委員会では、おっしゃられたとおり、先日、研究、検討するために学校の先生も交えていくように、保育園学校部会を設置する中で一貫教育についての検討をしております。

先日の県教育委員会の先生をお願いし、保護者の参加も呼びかけを行いながら学校の先生方に一貫教育の説明を行っております。また、麻績小学校PTAとの懇談も、この11月22日に、学校参観日にお時間をいただく中で、麻績村の進める一貫教育について概要説明を行ってきております。それは、都合により保護者の方々全員の参加とはいきませんでした。

今後も機会を捉え情報提供をする中で、ご要望等をお聞きしながら行っていきたいと考えております。小学校のPTAの代表の方々ともお話ししながら、あらゆる機会を捉えて概況等を説明をしていきたいということをお願いをしております。

また、この研究検討委員会には、小学校、中学校のPTAの代表の方が委員としてご参加いただいております。保護者会等の折に部会での部分をおつなぎいただき、ご意見も収集していただければというふうに考えております。

また、この研究検討委員会については公開で行っておりますので、ぜひとも見学、傍聴をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

麻績村のこの研究会の開催日程等につきましては、官報、またホームページ等を利用しお知らせをさせていただいております。また、それにあわせて、官報と広報では、部会の様子等をお知らせする中で皆さん方に情報提供しているというようなことでございます。

ぜひとも機会を捉える中で、保護者の皆さんにもしっかり説明を果たしていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 村のほうでは、PTAの2回目の説明が行われたと言われているようですが、それも新聞に載っていました。しかし、私が一番心配するのは、子供さん本人のことだと思いますけれども、一貫校をつくるということになりますと、親というのは、ここだったら松本のほうにもあるし、そして長野のほうにもあるし、屋代のほうにもあるしと、そういうようなことをいろいろな面で考える親御さんもいると思うんですよね。

ですので、本当にその辺もしっかり教育委員会のほうとしても考えていただいて、本当に保護者の方たちとお話を密にさせていただきたいと思っておりますし、保護者の皆さんの不安という、それに本当に寄り添っていかないと、立派な一貫教育の完成ができないと思っております。ぜひ教育委員会のほうから積極的に保護者の皆さんに参加依頼をして、丁寧に、かつきめ細かく説明していただかないといけないと思っております。

あと何年後というスパンの中で一貫教育を完成するということになる、その中でいろいろなことを話し合いながら完成していくという状態にはなると思いますが、未発達の説明とかそういうところでは親御さんも心配になる。その辺を教育委員会の方たちもしっかりと考えていただいて、丁寧に親御さんたちには説明していただく。PTAの方たちも、しっかりとその教育のあり方というものを丁寧に話していただいたほうが、不安はぬぐえるんじゃないかなと私は思っております。

続きまして、これは私のほうの最後の質問要旨となるわけです。3番目です。

筑北村は、2016年度から段階的に地方交付税が縮小されている。そんな中、小学校や中学を統合することによって、年間2,000万円を超える管理費が削減できると、そういう見込みを立てているようです。これも新聞記事からです。

そうならば、この質問要旨3ですけれども、中学校が麻績村立になった場合、村の予算における収支状態、これを具体的に知りたい。これは、まだ坂井のほうから来ている中学生も、

1年生から今は3年生までいるわけですが、これが1年目、2年目、3年目で段階的にあちらから来る生徒さんも減ってくるわけです。ですので、村の予算における収支状態を具体的に簡単明瞭に話していただければいいと思いますけれども、課長さんのほうにお聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 具体的には教育長のほうから答えますけれども、その前に私のほうから少し加えさせていただきたいんですけれども、教育費に対する思いというのは、それぞれ自治体によっては違うと思います。麻績村におきましては、これは麻績村の伝統でございますが、教育を大切にしてきた村だということをご承知だと思います。そういったことで、子供のためには、教育のためにはということでお金をかけているわけでございまして、ただ筑北村さんはそれぞれの思いがあって、教育費も節約していかなきゃいけないという思いかと思えます。

実は今回の筑北中学校の離脱につきましても、もう来年から子供も減っていくんで負担金を減らしてくれという、村長のそういった意向だということも来ているわけでございますが、一方的な離脱という中で、それはそういうわけにはいかないですよという、私の思いはそんな思いで今いるわけでありまして、教育に対する思いがそれだけ違うと思います。

麻績村につきましても、節約できることでは節約してまいりますが、子供の将来のためには、かけるものはかけていくことが必要ではないかと。そして、村民もそういったことはご理解いただけるのではないかなと、そんなふうには思っているわけです。

中学これからどうなるかということについては、教育長のほうから具体的に答えさせていただきたいと思えます。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） それでは、私のほうから財政の部分についてご説明を申し上げたいと思えますが、その前に1点ちょっと修正をお願いしたいんですが、先ほど議員さんのほうから一貫校という発言があったんですが、麻績村は一貫教育を進めるということでありまして、学校を一貫校にするという考えは、今のところは持っておりませんので、ご了解をお願いしたいと思えますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、中学校が麻績村立になった場合の収支の状況でございますが、現在、歳入の主なものは、各村の負担金と交付税で収入を見ております。筑北村からの負担金は、平成29年

度当初予算におきましては1,466万4,000円となっております。これが平成32年度からはゼロということになるということでございます。

また、交付税につきましては、基本事項として学級編制数、生徒数に対しましての部分があります。現在の状況を見ますと、当面学級数の減少はありません。そして、生徒数の減少部分で影響が出るものと考えております。組合立が解消されます32年度までにつきましては、平成28年度比較で、推測でございますが200万円前後が交付税の減額になってくるのではないというふうに思っております。ただし、これも算定方法等がいろいろありますので、正確な数字ではございませんが、教育委員会として推測をさせていただいております。

また、筑北村の負担率は、議会費、総務費関係で2分の1を負担していただいております。また、事業費割が35%でございます。そういう割合の中で、筑北村からの負担をいただいているわけでございます。

そして、総務関係の支出が、平成32年度の事業費にもよりますが、総務関係の支出につきましては7割ほどが麻績村としては不要になってくるということでございます。これの内容につきましては、議会がなくなりますので議会費がなくなります。また、監査委員もなくなります。また、事務局費、総務費に係る整備等の費用も、村立になりますので、組合会計からはなくなっていくという状況でございます。

また、学校管理費の中では、村費の対応職員、施設管理費、健康管理費、事務費及び教育振興費の学習にかかわる部分、ALTとか教科書とか、そういう部分のものにつきましては、ほとんど変わりなく必要になってくるだろうというふうに思いますが、人数的にかかわる部分については減額がされてくると思います。

また、村立になることによりまして、ALTの関係とか給食の関係で、人数が減ってくると、県費の職員がいなくなったり、いろいろする部分がございますが、それを踏まえて村費のほうでいきますが、今度は小学校と共有する部分が出てこようかと思っております。それらを含めると、事業費の減額につながってくるというふうに思っておりますので、現時点で予測される、村として学校組合の部分での計算でいきますと、約500万円前後がちょっと多くなるのかなという推測をさせていただいておりますが、これから施設整備等の関係につきましても計画的に進める中で、実際の経費を減らすような政策をとっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 1番、飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、私、時間も迫ってまいりました。最後になりますけれども、私のほうからの麻績村に対しての、そして行政の皆さん、そして教育委員会の皆さんに、ちょっと私、この年、67という年ですけれども、最後に私の頭の中で今までイメージしていたことです。

気力、体力、忍耐力、これを唱えた宮下・義村長の言葉に、教育は絶対だぞ、教育は何よりも最優先すべきだと、何よりも大事だと、このような独自の教育論を展開していたと私は聞いております。

私は、先月11月28日、29日、そして昨日、12月6日、筑北中学校の下校している中学生全員、男女合わせて14名の方に、今のこの学校統合のことについて、みんなどんなふうに思うと、私は率直な気持ちで生徒さんに聞きました。返ってきた言葉は一様に、学校統合のことですか、嫌だ、嫌だ、絶対嫌だ、統合すればいいことじゃん、まあこれがほとんどの皆さんのおっしゃった言葉です。この言葉に我々大人はどのように答えればいいのかと。私は責任が重いなど、そんなふうに感じております。

あと発言時間が2分です。これで私のきょうの一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小山福績君） 1番、飯森茂孝議員の一般質問が終了しました。

◇ 塚原利彦君

○議長（小山福績君） 2番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

2番、塚原議員。

〔2番 塚原利彦君 登壇〕

○2番（塚原利彦君） 2番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました項目について質問をいたします。

1点目は子育て支援について。2点目は公共施設等総合管理計画に関してです。

自席にて一問一答にて進めたいと思いますので、お願いします。

それでは、伺います。最初に、子育て支援の面で伺います。放課後児童クラブについてです。

麻績小学校の放課後児童クラブは、10年前の平成19年5月、現在の麻績の学舎、当時の公民館でスタートをし、平成22年交流センターへ移りましたが、3年前の平成26年に再び

現在の麻績の学舎に移転して、今日に至っています。

平成27年3月には、児童福祉法の改正に伴って放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例が制定され、これに沿って事業が行われているということですが、この事業の運営状況について、保護者の皆さんや村民の皆さんから改善を望む声が聞かれます。1年前の12月の定例会の一般質問では、当時の議員さんから、また本年6月の定例会では私も支援の必要な子供さんへの対応について伺いましたけれども、そのことに限らず、放課後児童クラブ全体の現状の事業状況について見詰めてみる必要があると思います。

そこで、質問要旨1として、放課後児童クラブの現状と課題、そしてその対策についてということで、最初にお聞きしたいのは、保護者や村民の皆さんからの声や要望の前に、まず行政サイド自身として、今感じておられる、あるいは認識しておられる現状の放課後児童クラブの課題は何か、問題点等があるのか、そしてそれに対する考え方や対策について伺いたいと思います。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

現在の登録児童数は47名おります。年間登録児童と必要なときに利用する部分の児童者が対象となっているということでございます。そして、現在の職員体制は常勤で3名おまして、状況に応じて対応をとらせていただいている部分でございます。

おっしゃられる部分の課題等につきましては、非常に大きなものはございません。そんな中で現在、支援の必要な子供たち、また支援に対する部分での指導の部分でどのようにしてというのが課題になっておるかと思えます。これにつきましても指導員の研修等を踏まえる中でやっていきたい。また学校との調整をする中で担任の先生方ともお話をしたり、保護者と話をしたりして、できるだけ子供が居場所のよい環境の中でできるよう努めているということでございます。

現在そのような点が課題かなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ただいまお答えをいただきましたけれども、昨年12月のほかの議員さんの一般質問に対して、教育長のご答弁は、放課後児童クラブというのは、下校後に自宅に保護者がいない子供たちの居場所として設置するもの、また、要支援の子供さんへの対応に

関しては、たまに顔を出すことはあるが、今のところ非常に困ったという報告は受けていないというお答えでした。

課題と対策ということで伺っているわけですが、私は根本的な課題として、放課後児童クラブのあり方や位置づけ、この認識にあると思えてなりません。条例の第5条、放課後児童健全育成事業の一般原則では、前段は略しますが、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないとされています。また、他の条文でも、設備の最低基準の向上や運営内容の評価をみずから行い、公表するよう努めることなどが規定されています。

居場所としての施設、あるいは非常に困ったということがなければという、そういう場所ではなく、条例に沿って、もっと高い目的、位置づけで運営されるべきものと思います。

そこで、1点目として伺いますが、このことについて、このクラブのあり方のご認識、現状の運営状況と照らし合わせて、今私が申し上げましたような点についてどう考えられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 放課後児童クラブは、帰校後に自宅に保護者がいない場合の居場所として設置しているものであります。この考え方は変わらないと思います。

多分、議員のおっしゃられている部分は、健全育成の中で、児童館とかいう部分の運営にもかかわる部分かというふうに認識をしております。それはそれとして、子供たちの健全育成には、放課後の児童クラブとしてもしっかりやっていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今お答えをいただいた部分、児童館等の関係との比較というようなことかと思いますが、条例の趣旨としましては、やはり育成といいますか、健全育成という部分を規定しているということでは、具体的にどうするということはできないかもしれませんが、それにのっとったふだんの運営とか、それから保護者の皆さんとの意思疎通とか、そういったことが必要じゃないかというふうに感じるわけです。

では、現実的な要望とかにつきまして伺いたいと思います。先ごろの議会議員の選挙の前に、私どものほうでアンケートを独自に行いました。その中のご意見欄にも、それからまた保護者の皆さんや村民の皆さんからも、直接、放課後児童クラブについてのご意見やご要望、

課題等をお聞きしております。幾つかありますが、5点ほどちょっと主なものを書き出してまいりました。

まず、利用時間の関係が運営規程で今決められているかと思えますけれども、土曜日とか夏休みに今の施設の開始は8時になっておりますけれども、お母さん方が勤めの関係で少し前に預けたいと。けれども、できないと。何とかできないかと、こういったご要望ですね。

それから、先ほど教育長のほうも申されましたが、支援の必要な子供さんに対する対応、これにつきましても深刻な問題といたしますか、捉え方はそういうことで皆さん思っておられるということです。

それから、施設としては、主な学舎は文化財というようなこともあるんですが、水道がトイレのところへ行かないとないということで、ちょっとお昼とか、遊んだ後の手洗いとかの場合はちょっと遠いし、並んだりしてということで、ちょっと不便だというようなこともありました。

それから、あと学舎の裏の遊び場、この整備。草刈りなんかも、どうも後追いになってまして、草がもうかなり伸びて、何とかというふうなことになってから草刈りになっているというようなこともあるということで、そんな点のあれもありました。

あとは、課題的なことということで、現場と教育委員会との意思疎通、それから相談や協議というのが日ごろ行われているのかどうか、ちょっとその辺が疑問であるというようなアンケートへの記述がございました。

こういったこと、こういうアンケートについて保護者の方からいろいろお聞きしているわけですが、今申し上げましたような点、規約の変更といたしますか、運営規程の変更になる部分もありますし、それから先ほどのご答弁で支援の必要なお子さんへの対応、これも早くそういう対策といたしますか、していただきたい。これはもう以前から言われておりますので、ここの辺については、今子育て部会等での研究も進んでいるかと思えますけれども、これはしっかり重要な課題だとして受けとめてもらいたいというふうに思いますが、今5点ほど申しましたが、この中で例えば対応が可能なもの、検討できるもの、前進のできるものというものは何かありますか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） お答えをしたいと思います。

まず、利用時間、土曜日、夏休み等の時間でございますが、ここの辺のところは、もう少し内容的に検討が必要な部分もあろうかと思えます。全県下、また全国部分でどのような体

制をとっているかもしっかり確認する中でやっていきたいと思いますが、麻績村としての児童クラブとして必要とあれば、これから検討をしていかなければなりません、そのためには、また非常に財政的にも厳しい面が出てくるのかなというふうなことも考えております。

これにつきましては、支援の必要な子供たちに関しましても、同じことが言えると思います。学校のほうでも支援教室学級つくっているわけですが、マンツーマン方式の部分で来る可能性も出てくるという部分もございます。できるだけ対応はしていきたいと思いますが、なかなか厳しい面もあろうかと思えます。

それと、水道、トイレ等の関係でございますが、決して児童クラブのほうで湯沸かし室のほうを使っちゃいけないとかと、いろいろな部分は多分なかろうかと思えます。それに応じた部分で、しっかりやっていきたいなというふうに思います。

また、お昼等につきましても、しっかり指導員のほうで対応をさせていただいているというふうにお聞きしておりますので、ちょっと今どうなのかなということを、また確認をさせていただきたいと思えます。

また、草刈り等につきましては、なるべく早くやっていきたいというようなことも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、最後のほうの質問で、教育委員会、また現場との関係でございますが、毎日職員のほうが夕方行って、必ず打ち合わせをする中で行っております。また、指導員に関しましては、しっかり子供さんの状況を親御さんに伝えるようにしているということでございますので、また何か不備がありましたら、こちらのほうおつなぎをいただければありがたいと思えますが、現状ではそのように行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 具体的な部分について、今お答えをいただきましたけれども、最初の利用時間の関係、これについては、ぜひ検討いただいて、保護者の皆さんの実情に即した形でできるだけ対応できるようにしていただきたい。ほかの部分も今言われたように前向きにさせていただけるという感触を持ちましたので、ぜひそんなことで、もっともっと充実した放課後児童クラブになるように、保護者の皆さんとも意思疎通をしながら進めていただきたいというふうに思います。

では、続いて、次の質問要旨に移らせていただきます。就学援助制度について伺います。

この制度は、学校教育法で、経済的理由で就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては市町村が必要な援助を与えなければならないとされていることに基づいて、就学

費用等の助成を行う制度ですけれども、近年、子供の貧困が社会問題化してきており、行政としての支えが年々重要となりつつあります。そして、それと同時に、制度面でも改善の要望も高まっています。特に小・中学校へ入学予定のご家庭では、入学準備のため助成金の前倒しなど、実生活に即した援助を希望する声が多くなっています。

麻績村は、子育て支援を重要政策として位置づけておりますけれども、保育料の無料化や、それから高校生までの医療費無料化も実現になりましたけれども、当地区の郡内では先の村に先行されてきたというような状況もあります。

そこでお聞きしたいのは、今申し上げました入学前のお子さんを持つご家庭への前倒し支給についてです。子育て支援や福祉政策で大きなアピールともなりますし、この入学前の就学援助制度助成金の前倒し支給はできないでしょうか。来年度にもし間に合わなければ、次年度からでも実施について検討をしていただきたいというふうに思いますが、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 就学援助金関係でございます。国の施策では、要保護児童・生徒援助費につきましては、補助金を、補助を出す中で子供たち等しっかり支援をしていきなさいということになっております。市町村におきましては、この国の要保護児童の部分につきましては、準要保護ということで、できるだけ支援をしていくということで現在進んでいるところでございます。

そして、国では、要保護児童・生徒の援助費につきまして、平成29年3月31日付で、文科省の局長よりも、新入学児童・生徒の学用品等について入学前の支給をしても、国の補助の対象にしますよという通知が来ております。そして、それに対しましては、市町村も準じて行うようにという指導が来ております。麻績村も現在は要保護のところはありませんけれども、準要保護として適用させていただいている部分がございます。

麻績村につきましては、国庫基準にあわせまして認定をする中で、平成30年度の入学から、入学にかかわる学用品等については前倒しをしていこうということで、今準備を進めておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ただいまのご答弁いただきまして、30年度ということですので、もう来年からということで、実施に向けて進んでいくということでお答えいただきました。

実際に、その手続だとか支給については、あるいは保護者の皆さんへのお知らせといいま

すか、どんなふうに進んでいくんですか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） これは、あくまでも対象となる人たちの部分を把握しなきゃいけないということでございますが、現在においては、小学校は小学校長等に申し出する中でしっかり対応をとっていきたいというふうに考えておりますが、小学校入学に関しましては保育園の関係がございます。そこの辺をしっかりと確認させていただく中で進めていきたいというふうに思いますが、申請をされても基準の中で再調査とか、また却下される部分もあろうかと思えます。

一概に申請すれば100%援助をしてもらえるということではございませんので、ご理解をお願いしたいということ、また、この要綱等の準備が済み次第、しっかり対象者等の検討はしていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 実施になるということで、子育て支援としては貴重な前進だと思えます。今、非該当になるかどうかというようなことも出てくるというようなことについて、これは事前にしっかりと保護者の皆さんといいますか、該当の保護者の皆さんにお伝えをして、誤解のないようにしていただきたいというふうに思えますが、貴重な前進だというふうに思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。公共施設等の総合管理計画についてです。

公共施設等総合管理計画について、平成26年4月の総務省からの通達に基づいて、全国の自治体で、今この計画がほとんど策定をされてきているという状況もあるようです。

麻績村の計画もホームページに掲載をされております。昨年6月の一般質問で、この管理計画について質問をいたしましたけれども、その際のご答弁で、個別施設の計画については、道路や橋梁といった、俗に言うインフラですかね、これについて定めることになっていて、総合管理計画には直接かかわってこないというご答弁でしたけれども、そこで質問要旨1として伺いますけれども、本年3月10日付で国から個別計画の策定マニュアルガイドラインというようなものが示されておりますけれども、改めて、この個別計画の策定というのはどんなようになっているのか、ご説明をいただきたいと思えます。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、公共施設管理計画の関係の個別計画について、若干説

明をさせていただきます。

1点、公共施設総合管理計画につきましては、先ほど、道路等、インフラというような話がございましたけれども、今現在、先に先行して進んでおるのが道路、インフラ等、教育施設等が今先に先行しておりますけれども、全体的に公共施設と呼ばれるもの全部について策定ということで今現在進んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

公共施設総合管理計画につきましては、先ほど申しましたが、公共施設等の全体を把握しまして、長期的な視点をもって、更新、統合、長寿命化などを計画的に行っていくことによりまして、財政負担の軽減、また平準化、公共施設の最適な配置を目的に総務省より要請がありまして、麻績村でも管理計画につきましては29年3月に策定いたしまして、ホームページに掲載しておるところでございます。

個別施設計画につきましては、総務省より平成32年までに計画の策定が求められております。

村の状況でございますが、村では昨年度整備いたしました財産台帳をもとに、現在各課におきまして現状調査を行っておるところでございます。その中で検討シートを作成いたしまして、本年11月に、進捗状況や課題、主要事業計画などにつきまして事業ヒアリングを実施しまして、その中でも検討をしておるところでございます。

また、個別計画につきましては、本年の11月に県の講習会がございまして、その中でも、平成32年度までに策定が必要ということでございまして、村としましても、各事業ごとに策定するのではなくて、できるだけまとめる方向で平成32年度までには計画を策定したいということで、今準備を進めているところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうしますと、個別の計画というのはこれから進んでいくということで、インフラの関係が今先行して進められて、これから32年までの間に個別の計画をつくっていくというようなことなんですけれども、質問要旨の2のほうに入りますけれども、麻績村のホームページに載っています計画、この方針におきまして、今後人口減少が予測され、村民1人当たりの公共施設の維持、更新の負担額が重くなるということで、国の基本的な方針は減らしていくということですね。

全国で膨大な施設があつて、それに対して補助を出してといいますか、国としてはお金かけられないということで減らしていくという方針で、それに沿って全国で削減、縮減が根本にあるということで進めているわけですがけれども、先ごろ松本市で策定された公共施設の総

合管理計画をもとに今後どう進めていくかということについて、公共施設の今後のあり方と再配置に関する市民アンケート、これを行って、その結果が新聞に掲載されました。

麻績村でも、ホームページ等を見ますと、この再配置計画というようなものをしていくというような記述がありますけれども、これについて、この施設の今後のあり方や統廃合などについて、村民に意向調査をするということになるのでしょうか。そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、個別計画について若干説明をさせていただきますけれども、国からの通達、説明会を受ける中で、現在個別計画を策定をしております。

ただいまの議員おっしゃるような形で、国、また大きな市では統廃合というようなことで、施設の統廃合というような形で進めているところがございますが、国の想定としましては、市などの同じような施設が複数ある自治体ですとか、合併して同じ施設が複数あるような自治体についてを想定しているというふうに、今考えております。当村のような小規模団体で合併をしていない団体におきましては、住民が直接利用する施設については、今現在では統廃合をするような該当の施設がないというふうな形で今感じております。

現状について、今後、改修計画、財源計画など主体的なことを計画の中に盛り込んでいくというような形で考えております。

今のところ、先ほども申しましたけれども、住民が直接使用する施設においては統廃合は想定されておりませんが、もし統廃合が想定される案件が出てきましたら、また各施設、協議が必要になってくるというふうに考えておりますので、よろしく願います。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今お答えいただきまして、大きな都市部とは違うということなんですけれども、松本市の場合はアンケートということで行いましたけれども、麻績の場合は、そこまで特に住民の皆さんと相談していくということは、実際に対象となる建物が老朽化して、あるいは取り壊しするか、更新するか、そういった事例が出たときに相談をしていくと、個別に相談をしていくという、そういうことなのか、あるいはアンケートでなくても、そういうことについて住民や議会と話し合いをして、こういう施設についてはこういうふうにしていくというような、そういったことを進めるやり方についてはどうなるのでしょうか。実際にそういう事例が出たところで、初めて相談ということになるんですか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 現在想定しておりますのが、老朽化して危険建物になっているような部分の廃止ですとか、倉庫等の廃止を検討しているところでございますが、直接住民にかかわる部分については、先ほど申し上げましたけれども、想定はしてないということで、必要な施設ではないかなということで考えております。

また、個別施設のそういう案件が出てきましたら、その案件ごとにご相談できればなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 本年の3月ですか策定されて、今、決裁されているということですが、今後、今度個別の計画を進めていくということで、例えば区長会とか、そういうところで説明なんかがあったんでしょうか。

それから、これからそういったことについて、どういう施設をどういうふうにしていくというようなことが、ホームページを見ますと方針が載っていますけれども、そういうことについて余り知られていないという気がするんですが。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 総合管理計画につきましては、全体的な人口の推計ですとか、今後の公共施設の維持管理等について、どういうふうにかんがえるかというようなものが主な形になってきます。詳細については個別計画で今後検討していくということになりますので、個別計画、ある程度の段階になったら、また区長会でお話をさせていただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） では、続いて質問要旨3に移りますけれども、策定をされましたこの総合計画には、私も見ましたけれども、後半のほうに施設の類型ごとに、その管理方針がありまして、類型別にその施設を分類しまして、その分類ごとに今後の建物のあり方とか、統合や廃止の推進方針というような部分がありますけれども、行政として、その統廃合の対象として考えているのはどのような施設か。

今ご答弁の中では、特別そういったものはないということなんですけれども、実際にそういったことを今後考えていく上での考え方とか分類がいろいろありますけれども、そういったものからしていくのかとか、そういったことでの考え方もありますか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 先ほども若干申し上げましたけれども、今現在考えておりますの

は、住民が直接利用に影響ない程度ということで、老朽化施設ですとか、遊休公共施設の廃止等について、今後検討してまいりたいという形でございます。

先ほど議員おっしゃられましたように、施設ごとの状況、また一番最後のほうに公共施設の一覧表というものがありますけれども、その中で施設ごとに現在検討をしている最中でございますので、よろしくお願いします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） その施設ごとの表というものの中で文科系施設というものがありますけれども、ここには、ほとんどが村内各地区の公民館について分類されています。統合や廃止の推進方針という欄が一番下にありますがけれども、ここに複合化、集約化、面積の縮減や廃止というふうに述べられています。ほかの分類の表も見てみましたが、施設を少なくしていくというような方針としては、他の分類表の記述よりもはっきり書いてあると。

ほかの施設は、施設の目的とかいろいろな部分によって、共同で使うとか、なくしてしまうということではなくて多角的に使うとか、そういった意味での記述だと思いますけれども、公民館について老朽化していくものとか、そういうものについては廃止をしたりしていくということですね。

例えば高齢化をしてきていて、そういう地区があって利用度が少ないとか、それから、改修が必要だとか、老朽化していると、こういう公民館、例えばこういうところは廃止をして、どこどこの公民館を近隣の地域で共同で使ってもらいたいとか、そういうような方向になっていくということですか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） ただいまの質問でございますけれども、地区公民館につきましては、基本的に各地区で維持管理をお願いしているものでございますので、村のほうから、この施設を統廃合ということは考えておりません。

ただ、地区の中から、若干、この公民館については今現状使っていないので公民館から外したいというような要望もございますので、そういうものについては今後検討してまいりたいということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 方針といいますか、統合とか廃止の推進方針という部分が記載されているところにそういう記述があるんですけども、今のお答えでは、地域で必要なものであるからそういうことではないということなんですけれども、こういう方針にそういう記述をさ

れるということは、実際にはやはり老朽化しているとか、それからこの地域とこの地域で共同してここを使ってほしいとかという、そういった方針があるんじゃないかというふうに私は思いますけれども、それは方針としては書いてあるけれども、現実的には地域の住民の皆さんとの話し合いや協議の中で進めていくということは大前提だと思いますが、それはそういうことでよろしいですね。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 議員おっしゃるとおりで、行政側から申し出るということはないということでご理解いただければと思います。

○議長（小山福績君） 2番、塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 方針にある部分をそのまま受け取って読みますと、そういうふうを受けとめられるわけですがけれども、いずれにしましても、廃止だとか取り壊し対象施設を決めるについては、行政の独断とならないように進めていただきたいというふうに思います。

ここまで、子育て支援の面、放課後児童クラブの課題と改善について、そして入学準備のための就学援助金の前倒し支給について、もう一点は、自治体の保有する公共施設を基本的には減らしていくという国の方針に基づいて全国で策定されている公共施設等総合管理計画について、麻績村の現状と今後の進め方についてお聞きをいたしましたけれども、ぜひ子育ての面については、保護者や子供たちの気持ちや実情を酌み取って進めていただきたい。

また、村の施設のあり方については今お聞きをしましたけれども、とにかくしっかりと住民と向き合って進めていただきたい。いろいろな点、情報公開とか言われますけれども、よく周知をしていただいて、どんなことでも、できるだけ、こういうことが今進められているとか、そういうことについてはしっかりとお伝えをしていただくことは、今後もやっていただきたいというふうに思います。このことを強く申し上げまして、私の質問終わります。

○議長（小山福績君） 高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） ちょっと追加の答弁をさせていただきたいというふうに思いますが、お願いします。

最後の公民館の統合という、老朽化したものということでございますが、これはそれぞれの地区から今何カ所からか出ていますのは、それぞれの地区の中で昔使った集会所というようなものがありますね。現在ほとんど使われてない、形はあるというようなものでありますが、そういったものを廃止したり、あるいは廃止の後、何かほかのものにという、こんなよ

うな思いがあるというようなところもあるわけでありまして、今回のこういった計画の中でこういった表現をしておかなければ、いろいろな制度等を活用できませんので、そういったことも含めて、村が一方的に行うというわけではございませんし、地域の皆さんのお声をお聞きできるようなことにしていきたいというような意味がこもっているということで、ご理解いただきたいと思っております。

それから、最初の子育て支援に対する議員の熱い思いにつきましては、いつも感謝しているわけでございますし、それぞれいろいろな形で子育てに参加していただいております議員さんに感謝申し上げますわけでございます。

ただ、教育関係につきましては、議員もご承知のとおり、いろいろ幅広く今やらなきゃいけないことがたくさんあるわけでございます。放課後児童クラブにつきましても、今実はスタッフの皆さん、本当にいろいろな面でご努力されておりますし、熱心に対応していただいておりますし、できる範囲のことを一生懸命やっただいただいておりますし、大変感謝をしているわけでございます。

これからも、よりよい児童クラブにしていきたいということでございますが、やはり今、全体を見ますと、麻績村におきましては、子育ての中で何に力を入れていくかということもあるわけです。特に今、図書館活動でありますとか、それから心を育てるためのおみっこ元気クラブですね。これは議員もいろいろな面でご協力いただいているわけでございますが、こういった面。それから、さらには支援教室の関係でございます。これは通級教室等を含めてでございますが、これらについても力を入れなきゃいけない。

それから、さらに、これは学校の先生方に大変ご努力いただいておりますが、早朝の活動ですね。マラソン等を含めて、授業が始まる前の活動とか、それから、さらにこれは麻績でなければできないという子供たちのそり教室でありますとか、スキー教室とかですね。これも実はお金がかかることではありますが、こういったことも含めて子育てをしていきたいということでもあります。

いろいろなことが子育てには必要なわけでございますが、教育委員会のほうで何から重点を置いてやっていくかということもあるわけでございます。ですから、何もかもということはまだできないかもしれませんが、議員のご提案にもございますように、必要なものはこれから順次整備をしてきたいということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（小山福績君） 2番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開は10時50分とします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（小山福績君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 峯村賢治君

○議長（小山福績君） 3番、峯村賢治議員の一般質問を許可します。

3番、峯村議員。

〔3番 峯村賢治君 登壇〕

○3番（峯村賢治君） 3番議員、峯村賢治です。

さきに通告しました質問事項、麻績村の今後の財政について。農業振興策について。観光事業について。以上、質問したいと思います。

なお、詳細は自席において質問したいと思います。一問一答形式でお願いいたします。

それでは、質問いたします。

要旨、ここ3年、公債費を上回る地方債の今後はということで、高野村長2期8年のうち4年間は公債費が地方債を上回っています。つまり、返すお金より借りるお金のほうが多い状態で、公債費残高もふえていると。今後についてはどのようにお考えかお伺いしたい。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、地方債の関係についてご説明をさせていただきます。

一般会計を主に説明をさせていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

一般会計の地方債につきましては、平成23年度をピークに現在減少傾向にございます。年度末残高においても減少傾向にありましたが、ここ数年の投資的事業、道路改良事業等の増

加によりまして増加傾向という形になっております。しかし、地方債につきましては、公共施設や建設事業、また災害復旧事業などの単年度に多額な財源を必要とする事業について資金調達を行うとともに、将来便益を受ける後の住民と現在の住民との世代で、負担を分かち合うという調整機能を持っておるところでございます。

現在、地方債につきましては、5年から35年の借り入れ期間によりまして、国で定められた期間内での借り入れとなっております。年により償還額等、変動があるわけでございますが、現在は有利な地方債の借り入れに努めておるところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 一般的に見て、公債費より地方債の額が上回っている状態というのは、決して褒められるような状態ではないと思うんですけれども、一般の家庭においても、借りたお金のほうが返済金額よりさらに多く借金していたら、だんだん自分の首を締めていっちゃんやうような状態になると思うんですよ。ですから、このような状態は決して健全であるとは思えないんですが、ぜひこれは是正していただきたいとは思っております。

○議長（小山福績君） 高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 行政における財政というのは、家庭のお財布に例えられることもあるわけですが、どのような借金をしているか、その借金の種別といたしますか、そんなのもぜひご理解いただければなど、こう思っております。すなわち、行政で借る場合には有利な起債、過疎債等につきましては、返済にあわせて交付税のほう、返ってくると思いますか、そういうのもございます。

それから、償還等につきましては、今課長もおっしゃられたように、5年から35年と非常に長い期間であるわけでございますが、例えば過去において借りたものがどういった計画で返されているとか、いろいろなシミュレーションをしながら将来にわたってどこまでは大丈夫かと、こういったことを十分計画しながらやっているわけでございます。

それから、借り入れを抑えろというお気持ちはわかるわけですが、借り入れて事業をしたほうが有利だという点があるわけですね。手持ちの現金でやるよりも借り入れたほうが有利だということがあるわけです。これは今申し上げたような交付税算入とか、そういったものもあります。

それから、さらには、起債の中には国と地方と一緒に負担をしていくという、いわ

ゆる臨財債みたいのがあるんですね。100%最終的には国が見てくれるという、こういったシステムもあるわけでありますので、そういうのを総合的に考えながら財政計画を立てているということであります。

それと、さらに事業につきましては、今やらなきゃいけない事業というのがあるわけですね。そういったものを先送りしたほうが住民福祉の向上になるのか、あるいは今やったほうが住民福祉の向上になるのかと、こういったこともあります。

それから、さらに広域行政で今事業を進めているわけでございますので、そういった中では、ともに進めていかなきゃいけないという事業も、これもあるわけであります。これは具体的に申し上げますと、松本広域の消防の施設整備でありますとか、それから、さらには今度近づいてまいります、穂高広域組合の償却施設整備、こういったものも、うちは負担できないからやめますよというわけにはいかないわけでありますから、やはり時によって事業が多くなる年もある、それから少なくなる時もあると。

ですから、そういったことを含めながら将来に向けて計画をしておりますので、そう心配されることはないというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） その辺のことはわかったつもりで質問したつもりなんですけれども、例えば臨財債なんかは、やっぱりお金がなくなったときに交付するような税制だということもわかって質問したつもりなんですけど、やはり借金はなければならないほうがそれにこしたことはないわけで、そのようにできるだけ進めていただきたいなどは思っております。

要旨2のほうに移りたいと思ひますけれども、地方交付税の今後についてということで、3月の定例議会におきまして、前坂口議員さんの今後の地方交付税の予想についての質問に対しまして、総務課長の答弁で、平成11年より平成16年まで4億3,000万ほど大きな減額があつて、その後平成27年まで緩やかな増額というような推移の説明を、大幅な減額はないであらうという予想を示されておりましたけれども、それは今も変わりませんか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 地方交付税につきましては、ここ数年横ばいで推移をしているところでございます。国では、地方公共団体の予算編成にあわせまして、毎年2月、通常収支や重点課題、特殊財政項目を加味しまして地方財政計画を公表しているところでございます。平成30年度の地方交付税につきましても、8月に公表された概算要求の概要では平成29年

度の水準を確保するというようなこともございます。

また、先日の新聞報道でも、総務大臣のほうでは、地方財源は確保するというようなこと
でございますので、大幅な減額はないだろうということで見えております。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 村長も同様なお考えでしょうか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 交付税だけについて言いますと、国の考え方いろいろあります。これは都市で集めたものを地方へということではありますが、交付税については厳しいから減らしたいという意向はあるわけではありますが、地方としては全体の地方財源の中で考えていくというふうに私は考えております。

ですから、議員もう既に勉強されていますが、例えば交付税についても算入のそのものを見てみますと、入り口ベースでは少ないというような印象があるかもしれませんが、出口ベースではいろいろな形で加わって、そう心配される内容にはなっていないということですね。

それから、あと地方消費税等についても、これから消費税が上がるということになってきますと、当然そういった財源も地方には回ってくるでしょうし、それから、さらに今進めております環境森林税、こういったものも将来については期待しているわけです。

こういったものが地方の財源としてなってきますし、それから、国の考えそのものが、今、地方創生ということですから、地方が元気になるには、地方にそれぞれの財源を確保できるような道筋をとっていかなきゃいけない、こんな考え方もありますので、そう心配したことはない。

ただし、それはそうはいっても、地方はそれぞれ将来に向けて健全財政を堅持するために財政計画をしっかりと立てながらやっていく必要があると、そう思っているわけでありまして。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 私の考えですけれども、選挙公報にも書きましたけれども、政府が衆議院前にプライマリーバランスの黒字化という政策を先送りしてしまっていて、国の借金というのはもう1,078兆円になるとも今言われておりますけれども、その中で先進国の中でも断トツのような状況もあると思います。だから、この借金を何とかしようと思ったら、まず真っ先に手をつけるのは譲与税、交付税、特別会計だと思うんです。

現在200兆円ぐらいに膨らんでいるという話なんで、この特別会計の精算するとなると、

その原資は地方交付税になるわけで、交付税自体は法人税、所得税の33.1%、酒税の50%、それから消費税の22.3%、ここ決まっているわけで、この精算に充てると大幅な地方交付税の減額というのは考えられると思うんですよ。ですから、いきなりゼロになることはないと思いますけれども、3割とか、極端に言えば5割ぐらい減っちゃうようなことも予想されると思うんですよ。

ですから、1年ぐらいは財調とか減債基金、あるいは臨財債を充てれば何とかなると思うんですけども、2年目からは、やはり公債費、それから減額分にプラスされてかなり重くなってくると思うんですけども、そうならないためにも、今、先ほど総務課長もおっしゃいましたけれども、古い利率の高いやつはなるべく早く繰上返済して、少しでも軽くしたほうがいいと思っているんですよ。

ですから、これ以上借金をふやさないようにするためには、やっぱり自主財源をふやさなきゃいけないんですが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 自主財源ということでございます。先ほども若干話させていただきましたけれども、起債につきましては、平成23年くらいまで繰上償還を実施しております。その中で繰上償還しましても交付税の認められた部分は入ってくるというようなことでありますので、その部分について有利な起債を使いながら財源の確保を行っているというようなところもございます。

また、麻績村の税全体でいきますと、2億5,000万ほどと、28年度決算では村民税ほかでなっております。

また、自主財源の確保ということでございますけれども、現在進めております若者定住による人口増と移住の関係ですとか、企業誘致というような形もございますので、テレワーク事業などによる操業などということもございます。

また、先ほど議員おっしゃられましたとおり、繰上償還ということも今後視野に入れながら健全財政に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） もう自動的に要旨3番の自主財源の確保のために考えていることはと入ってしまったんですけども、財政力指数が0.18とかは、1,765ある自治体のうち1,524番目という下から数えたほうが早いぐらいな村の財政力ですけども、自主財源のない村での今後自主財源の確保のためには、どのようにお考えかとお伺いしたいんですが。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、このことに答える前に、先ほど国の財政の考え方で、借金が大きい、少ないという話が出たわけですが、これについてはいろいろな考え方があるわけですね。国の借金が幾らふえようが国はつぶれることはないという、あるいは借金が多くてつぶれるという国もありました。しかし、これは国全体をぜひ見ていただきたいというのを、国の経済学者なんかがおっしゃっているわけですね。国民の預金がどれだけあるか、日本全体として、あるいは企業全体としてどうなのか、それから国民全体としてどうなのか、そういった中で、国、行政としてどうなのかということを経済的に見てほしいと、こういったことを言う学者さんもいるわけですね。

それからあと、さらに海外と比較しますと、歳入について税の考え方が違うわけですね。特に消費税等につきましては、福祉、今どんどん向上しているわけでありましたが、この福祉の財源等につきましても、ヨーロッパのほうの考え方と日本の考え方は大分違っているわけですね。率等についても、当然違っております。ですから、こういうことを総合的に考えて日本の今経済がどうなのか、財政がどうなのかという見方が必要なのではないのかな、そう思っています。

それから、都市部と地方との財源でございますが、財政力指数の差が当然あるわけです。麻績村あたりは一割自治といわれているわけですね。しかし、こういった一割自治といわれるところは日本全国にあるわけですね。それから、これから過疎化が進んでいけば、さらにこういったところはふえてきます。でも、こういったことを平準化して、どんな地方でも生きていかれる、しっかりやっていけるようなことが交付税ということでなっているわけです。

自主財源の確保ということは、これは当然自治体としては重要なことです。自主財源の確保のできない分については、地方への財源がいろいろな形で流れる仕組みが今できてきているわけですね。だから、そういったことをやっておりますから、自主財源の確保に努力しないというわけではございませんが、自主財源の確保が難しくても、やっていけないということはないわけですね。ですから、これを将来に向けていろいろな財源計画を立てながら進めていけば、やっていけるというふうに思っているわけです。

例えば合併をして段階補正がなくなっていくというようなことになって、期間が過ぎて交付税がどんどん減っていくというところになると、大変な形になるかと思いますが、麻績村はそういった事象がないわけですので、今我々が考えている計画の中で進めば健全財政は維持できるというふうに、私は考えているわけです。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） わかりました。

次、質問事項2に行きたいと思います。村の主力である米のブランド化を村主導でできないか。

これは村長の考えていらっしゃる農産物の高付加価値化、またそれに合致するものだと思っているんですが、6月の定例議会で、峰田前議員さんが農業従事者の収入アップの対応と一般質問に対して、村づくり推進課長の米の食味検査をして一定の数値以上のものをプレミアムライセンス米と認定するような制度を活用するという答弁、また振興課長の食味の向上について食味計を使って普及を図るという答弁、それを鑑みますと、村主導で米のブランド化というのはできるのではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 私のほうから、村のほうで主力である米のブランド化ができないかということでご答弁させていただきます。

今現在、麻績は、麻績と筑北で筑北米という両地区の米がJAさんに集まってまいります。そのお米の出荷先でございますけれども、はぜかけ米につきましては、今から12年前から回転ずしのチェーン店、独楽寿司さんというところに全量出荷という形になっております。全体で115トンの米の出荷ということで、麻績村分につきましては38トンだそうです。

また、20年前からでございますけれども、コンバインの買い取り米につきましては、スーパーのヤオマサというところへ集荷をされておまして、全体で390トン、麻績村分につきましては209トンを全量、JAの経済連を通じて出荷をしておまして、現在もまだ欲しいというようなことを言われております。

麻績村独自のブランド化についてでございますけれども、現在、JAさんに出荷している分、それからその他の収集業者へ出荷されている分、それから自家消費以外の米ということでございますけれども、この部分をブランド化というようなことになるとは思いますけれども、数字的には村としては把握しておりませんが、ごくわずかであるかなというふうに思っております。

以前から村主導で6次産業化ですとか特産品の開発というものを行ってきた経過はございます。ただ、実際には販路の問題だとか、まとまった生産量の確保、それから流通の変化等によって成果を残してこられなかったというのが実情でございます。

議員おっしゃられるとおり、この地域のお米はおいしいという評判という部分ありまして、昨年度末に前農業委員さんによるうまい米づくり検討会という検討会もスタートをさせるといふ動きもありましたけれども、なかなかそこから先に進んでいないといふような状況でございます。

今後、ブランド化とかという、また特産品開発等について、村主導ということではなくて地域住民や生産者から自主的に立ち上がることがあれば、村としては、それに対応して支援してまいりたいといふふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今の振興課長のお話ですと、やはり個々の力によるといふか、村主導ではないといふことはなかなか難しいと思ふんですよ。米のブランド化といふのはある程度の量が必要ですし、それに、いきなり量はできないと思ふので、まずは例えばおみごとさんでそういうような形をとれないかとか、そういうような考えはないですか。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今おみごとで農業の生産を始めているところではございますが、あくまでも後継者育成というのが今現在の主流でありまして、そこまでブランド化に入るまでの技術、また生産量がとても追いつかない状況になっております。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） でしたら、村のほうで、まずは、先ほどの話ではないですけども、振興課長さん、あるいは推進課長が前回おっしゃったような食味計の購入とか、そういうのは考えられませんか。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ここ過去数年でございますけれども、食味コンクールのほうに出品につきまして、村が主体で各農家、これはあさつゆさんを通じてのブランドでしたけれども、各農家さんに当たりまして、ぜひ出してくれといふことで、村側で費用を全部負担をしてやってきたところでございますが、やはり生産者がとても追いつかなくて、生産者から、もう私どもはできないといふような答えが返ってきておったところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 先ほどのブランド化という話なんですけれども、やはり長野県では木島平村がかなり有名で、実際、木島平のホームページを見ましても、米の単価自体が大体、下で600円ぐらい、上ですと村長の太鼓判というやつが797円だったかな、その1キロ当たりですね。現在はあさつゆさんなんかでも売っているのが1キロ400円。だから、ブランド化というのは、そういうところに先があるんじゃないかと思っているんです。

ですから、量は当然すぐはそんなにできないとは思いますが、今まず少しずつでも手をつけたほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） お気持ちはわかるんです。木島平村さんの例とか出していただきました。木島平村のほうも私ども勉強させていただいたわけですが、今麻績村で一番できないという一番の理由は、つくる場所がない。要するに、面積がない。それから生産量がやはりブランド米ということになりますと100トン単位ぐらいの形で生産できる生産者、それと人ですね。そういったものがそろってこないと、大変寂しいんですけれども、できない。

それから、今麻績村の現状を申し上げますと、先ほど振興課長が申し上げたように、現在、独楽寿司さんとヤオマサに出荷をしているわけですが、そちらのほうも、できればその分をもっとふやしてほしいという強い要望があるわけですが、それにもお応えできない状況なんです。ですから、まずつくってくれる人がいない。つくってくれる人がいないということです。

ですから、つくってくれる人がいれば支援をしたいわけですし、農地等につきましても荒廃化が進んでいるので、そういうところへつくっていただければいいんですけれども、なかなかそういった状況にない。

行政でやれというお考えもあると思うんですが、村の職員が行ってお米をつくるというわけにもいきませんので、できればそういった米をつくる若い人たちの組織等ができれば村は支援をしたいなど、そういうふうを考えているわけです。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） わかりました。確かに木島平村なんかではブランド米研究会というのがあって、村長おっしゃったような形態をとっているような状況なんで、それはそれでわかるんです。

それでは、要旨2の振興作物の栽培補助の経過と結果という面で、9月の定例議会で振興

課長さんが昨年度は3件、今年度は現在2件という答弁をされていますけれども、現在この制度を使って麻績の中でどのようなものを作付されているのか。また、その経過、結果はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、お答えさせていただきます。

麻績村振興作物推進事業補助金につきましては、平成28年から新たな制度ということで立ち上げております。これにつきましては、農産物の特産品の振興ですとか、それから農地の遊休荒廃化の抑制ということを図るためにという目的で、データの収集ですとか、それから高齢者や小規模農家でも比較的容易に作付できる作物を振興して、その栽培研究等もいただいて、少しでも遊休荒廃化等が解消していくようなことができればということでスタートしております。

議員おっしゃいましたように、昨年でございますけれども、作物、3名でございますけれどもフルーツ、それから山菜、それから花木ということでございます。山菜につきましてはワラビでございます。花木につきましてはヒペリカムという作物でございますけれども、切り花で出荷という、花というか実のほうでございますけれども、その苗木の補助というような形をとっております。

ことしにつきましても、山菜等について、これもワラビでございますけれども、申請をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 一応村で補助を出しているわけですから、その結果、あるいは確認して、農家の収入アップにつながりそうなものは、広く村の人にお知らせしたほうがいいと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 議員おっしゃられるとおりだと思います。この補助金制度につきましては、補助するだけではなくて、その後の出荷を出していただいて、この作物をつくって、どの程度収入上がるかというようなところも、村として見せていただきまして、そのデータをもとに普及等も図っていければなというふうに思っております。

ただ、今申請をいただいている花木、それから山菜のワラビにつきましては、植えてから3年ぐらいいないと実績が出てこないということで、今実績待ちでございます。平成32年ぐ

らいには実績が出てくるかと思しますので、その結果を見ながら、今後普及等、広報等にしていきたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） わかりました。今後も積極的に進めていただきたいと思っております。

要旨3の質問に移りますが、補助金制度の周知をホームページでできないかという質問なんですけれども、これは私、11月にホームページを見ていて、見落としていたのか、わからなかったのか、きのうもう一度確認しましたら、実際一覧表が載っているんですね。ですから、この質問自体は取り下げます。

ですけれども、そのホームページをちょっと見ていて思ったことなんですけれども、ちょっと見づらい。わかりにくい。というのは、特に振興課さんのところを見ていたんですけれども、くくりが区分でくくっているせいか、どこにどういう助成制度があるのかがわからなくて、スクロールして一番最後まで行って、やっと全部わかったような状態なんで、できれば課ごとに分けていただければわかりやすいかなと思えました。

それは以上なんで、次、観光事業についてお伺いしたいと思っております。

要旨1、農業体験、農作物加工を誘客に導く策はということで、総務部長の話の中に、農業体験、農作物加工の体験によってお客さんに来てもらうというのがあったと思うんですけれども、実際、現在行われているものはどんなものがある、これからどのような計画があるのかお伺いしたいと思っております。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、農業体験、農作物加工を誘客に導く策につきまして回答いたします。

現在、主催者は村や民間の事業者の方々が行ってありますが、農業体験につきましては、田植えや稲刈り体験、またリンゴの収穫体験などを今現在行ってあります。農作物加工につきましては、ジャムやみそづくりの体験であったり、おやきづくり、餅つき、そば打ちなどの体験事業を実施した経過もございます。

今後につきましても、田植えや稲刈り体験などは、来年度も要望があれば続けていたり、このように、また新規に何か加工施設のものがあれば計画として行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今のお話わかりました。ただ、リンゴの収穫体験というのは、もう一歩進めて、例えばリンゴの木のオーナー制度、割と近隣の青木村さんなかでもやっていたりしゃいますし、安曇野市の三郷地区でもやっていたりしゃる。県下ではかなりやっていたりしゃるので、そういう制度も考えられてはどうかと思いますし、また、これは新聞で見たんですけれども、キノコのオーナー制度、原木のですね。というようなやり方もあって、そういうような新たなのをぜひ考えていただきたいなと思っております。

続きまして、要旨2のほうに移りたいと思いますけれども、施設の入り込み客数、売り上げ減少に対して策はあるかということなんですけれども、私は9月の3連休、15、16、17の間に、16日の中日の日に聖高原へ行ったんですけれども、スワンボートが1そう動いているだけで、あとは釣りのお客さんが数人、実に寂しい閑散としたような状況だったんですけれども、それでお昼をレイクサイドで食べたら、お客さんゼロ。

帰り間に1組夫婦が見えられたんですけれども、それと11月23日にやっぱり聖高原に行きまして、やはり同じように食事したんですけれども、お客さんが1人。その後に私が帰り間際にもう1人来たんですけれども、やはりいかんせん、これは寂し過ぎるなど。

何か観光地の状況にはちょっと思えないような状況なんで、このまま行ったら技研さんもちょっと両手を上げちゃうんじゃないかなど不安に思うような次第なんですけど、このような状況はどうお考えかなと思って、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、ご回答いたします。

平成28年度の年間入り込み客数のうち聖高原の入り込み客数につきましては、前年より約4,900人減少している状況でございます。しかしながら、シェーンガルテンおみにつきましては、冬期間のイベント実施効果により、レストランの利用者が前年より約3,300人ほど増加しているという状況にもなっております。あわせて、聖高原の関係でございますが、平成29年度の聖湖の釣りのお客様につきましては、本年11月末現在におきまして前年より約800人の増加というような形で、ふえている施設もある現状ではございます。

あわせて、これらの観光施設につきましては、天候にかなり左右されてしまうものがあるものですから、入り込み客数の減少が売り上げの減少につながる状況にもなっております。

今後につきましても、施設のPRとサービス向上に努めてまいりたいと思っております。

また、来年度につきましては、大都市圏に向けた観光PRを計画しておりまして、さらなる誘客に向けた準備を進めております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 今のシェーンガルテンの話、かなり客数が伸びているという話なんで、先日から始まった光のページェントですか、ああいうのはやっぱり聖高原に持ち込めないのか。お金とか人の関係もあるとは思いますが、どうでしょう。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 聖高原の誘客につきましては、今議員さんがおっしゃったように、今度また聖高原単独での何かイベントが考えられれば、誘客に向けた政策として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 9月の定例議会で、小山議長の誘客に向けた取り組みはという質問に対しまして、観光課長さんの答弁で、高速交通網の整備により遠くへ出かける流れができて、村が通過点になっている状況が入り込み客数の減少の原因であると答弁されていましたが、本当はそうではなくて、やっぱりお客さんが見たいとか来たいとか思うようなものやイベントがあれば、必ず来ると思うんですよね。だから、結局は今の聖高原には、それだけの魅力がないんじゃないかと思うわけなんです。

ですから、特に先ほどのシェーンガルテンさんじゃないですけども、ああいうような催しとかイベントを行ってと思うと、例えば連休とか休日、週末にかけてやる必要があるんじゃないかと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 観光課としまして、今度、聖高原での独自のイベントを今後考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 先日、先ほど23日に私、行ったというのは、聖高原ホテルですか、課長にあけていただいて中を見たんですけども、それはホテルを何か使えないかと思って見に行ったわけなんですけれども、前にちょっとテレビで見まして、チームラボってご存じか

どうかわかりませんが、要は、プロジェクションマッピングのような形で、小さいお子さんを集めてお絵描きの水族館とか町を書くとか動物を書いて、それをスキャンして、つぶれたホテルの壁面に映す、あるいは地下とか床に映すようなやり方をしているところがありまして、これはお金かかるんで何とも言えないんですけども、そういう試みをやってもいいんじゃないかと思うんですけども、特に聖高原に対しては。いかがでしょう。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それじゃ、私のほうから少し答えさせていただきますが、今ホテルの話が出たわけですが、高原にはホテルが2つありまして、今おっしゃられた旧ホテル聖、入り口にありますあの建物でございますが、実はこれにつきましてはもう何年も、私が就任して以来、何とかせにやならんということで進めてきているわけですが、ようやく内部の権利調整ができて、結局これも村で調整をせざるを得ないような状況でございましたんで、村で調整をしてきました。

当初から、これは、あそこは取り壊しをして聖高原の景観をよくしたいと、そんなことで今進んでいるわけございまして、あの建物については、できるだけ早く取り壊して、よい景観にしたいと、こう考えております。

それから、いろいろご提案、本当にありがたいわけでありまして、これからはどんどんそういったご提案をいただきたいわけですが、実は聖高原は屋外でございまして天候に左右されるという面があるわけですね。特にことし1年そうでございましたが、休日、連休、土日というようなときになると、天気が悪くなるというようなことがありました。そういった中で非常に厳しい状況となったわけですが、今議員おっしゃるように、やはりこれからはイベントでいろいろやっていかなきゃいけないと、こう思っております。

最近、屋外の関係で人気があつて私も驚いたんですが、自転車関係ですね。自転車レースの関係ですね。こういったものが非常に今人気がある。それから聖湖の釣りでございますが、これも今全国からお客さんが見えているというようなことですね。ですから、聖高原として何がいいのかということこれから研究して、そういったところを力を入れていきたいなど、こんなように思っているわけでありまして。

それから、さらに最近は自然の中を歩くという、聖山への登山といいますか、こういったお客さんも非常にふえているわけでありまして。それだけそういったほうへの対応もしっかりやっていかなきゃいけないわけですが、そんなことも含めて、新たな観光をこれから考えていかなきゃいけない、こう考えているわけでございますので、どうぞよろしくお願

いたします。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） わかりました。

続きまして、要旨3、地域資源を活用した観光資源の活用はということで、これは麻績村の総合戦略に記載されていたので、要旨1と重複するかもしれませんが、具体的にどのようなものをどのように活用されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

麻績村の地域資源につきましては、歴史、文化、農村産業、自然などがあり、その他地域資源を活用した都市との交流を実施していきたいと考えております。例えば農業・農村につきましては、リンゴの収穫体験であったり、自然につきましては、先ほど村長も申し上げましたが、聖山の登山などがございまして、そのようなものを活用しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 聖高原のスキー場なんですけれども、私、前に行ったら、かなり山菜が多くて、聞きましたら、リゾートさんのほうで入園料でしたか、1,000円かなんか取ってやっていたらということ初めてこの前知ったんですけれども、そういうことをもうちょっと周知されるようなことはないんですか。例えばホームページなんかでも載せるとか。いかがですか。

○議長（小山福績君） 塚原副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 今、聖高原のスキー場につきましては、春先の山菜というようなことで、一応ワラビをとるお客さんに対して入園料を取ってというようなことで実施をさせていただいております。これにつきましても微々たる収入というような形でございますけれども、そういったものがより多く広まることによって収入がふえる。また、それとプラスアルファ山菜をとりながら聖高原の観光施設を活用していただくというような、そんな相乗効果があるんじゃないかというようなことで、実施をさせていただいております。

今後そのPRの部分でございますけれども、なかなか山菜につきまして、一気にばっと出て一気にとられちゃいますと、またお客さんのほうのその入りというのがすぐ次の日にとれないというような部分もございますので、そこら辺のところのPRがちょっと今不足してい

るところでございますけれども、今後そういった部分につきましても整備をする中で、より多くの皆さん方にそういった山菜をとりに来ていただき、それとプラスアルファ観光施設を活用していただくような対策等々の今後の宣伝効果については、実施をしていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） わかりました。

以上で私の質問は終わります。今、長らくお伺ひしましたけれども、今後もぜひ前向きに進んでいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小山福績君） 3番、峯村賢治議員の一般質問が終了しました。

4番、宮川秀俊議員の質問に入るわけですが、昼食休憩にずれ込みますので、地域活性化に向けての方策について、農林業の振興について、これまでを午前の部としますが、よろしいでしょうか。

◇ 宮川秀俊君

○議長（小山福績君） それでは、4番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 4番、宮川であります。

大きな項目は4点です。

1番、地域活性化に向けての方策について。2番、農林業の振興について。3番、4番は、先ほどありましたとおり、午後の部といたします。

細目につきましては一問一答により議席で行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず1番の地域活性化に向けて。

質問要旨1番です。まず課長にお尋ねいたします。本年6月に地方創生シンポジウムが交流センターで開催されました。ICTを活用したテレワーク環境の整備ということで講演が行われたわけですが、村民の皆さん期待されている方も多いと思ひますので、現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（小山福績君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） テレワーク事業の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

地方創生交付金事業を活用した第2公民館改修テレワーク施設整備工事につきましては、平成28年度からの繰越事業でございます。設計業務につきましては、29年2月27日に株式会社エーシーエー設計と契約、工事につきましては、29年7月31日、株式会社アスピアと議会との契約につきまして議会の議決をいただき、本契約をして、現在工事を急ピッチで進めているところでございます。

工事の進捗状況でございますが、アスベスト除去工事につきましては全て搬出を終え、現在、耐震補強のための基礎工事を行っております。屋根工事につきましては、カバー工法による板金塗装工事を行ったところでございます。総体的には、工事の進捗状況は計画どおりおくれることなく進んでおります。

なお、完成は30年3月19日の見込みで進めております。

テレワークの入居募集に関しましては、当初、10月募集開始を目指しておりましたが、施設の完成予想図が欲しいというような要望もございまして、施設内をパースという、いわゆる立体的な完成予想図をつけて募集をかける予定にしておりまして、現在、その予想図を作成しているところでございます。完成次第、募集を開始したいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 大変雇用の問題で重要なものだと思いますが、今のところ利用を申し込む企業というのはないということでしょうか。

○議長（小山福績君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 問い合わせ等はございますが、今のところ、決まってはございません。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今のところないということですので、近くにこういったオフィスができれば通勤時間の短縮にもなります。また、就職活動されている方や子育て中の方、あるいは障害をお持ちの方が就業機会もふえていくのではないかと思いますので、これを

どうやって雇用創出につなげていくかというのは非常に重要になってくると思いますが、対外的なPRとか、これからの管理、運営について、もしお考えがありましたらお尋ねいたします。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） この募集につきましては、今現在、支援業者がございまして、その業者と打ち合わせながら公募をしまいいりたいかなというふうに考えております。以上です。

○議長（小山福績君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） では、質問要旨2番に移ります。今度は村長にお尋ねをいたします。

現在、工場誘致、企業誘致のお考えはおありでしょうか。過疎化に歯どめがかからない状況であると思います。また、近隣市村においても、企業誘致や雇用の確保を優先課題に掲げておられる市長もおられますが、村長はどのようなお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小山福績君） 高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） この企業誘致というのは、大変難しいということであるわけでありませう。企業誘致をしないということではございませう。麻績村は、おいでいただける企業は歓迎し誘致をしていきたいということで、条例にも、それを迎えるための優遇措置等も用意をして今お待ちしているわけではございませうが、現実としては非常に厳しい状況であります。

この原因はどこにあるかということではございませうが、やはり企業さんとしては、人がいないといひませうかね。例えば麻績村に、この筑北地域に来て、要するに人材の確保が難しい。人です。人が難しい。それから、土地の確保が非常に難しい、こういったことがよく挙げられるわけです。

そうした中で、ならば雇用のほうをどうしていくかということになるわけではございませうが、村といたしましては、今、麻績に住んでもらおうという政策をやっているわけではございませうが、新たに麻績村においでいただいた皆さん等のご意見を聞きますと、通勤の便が非常にいいということですね。

ということは、すなわち1時間以内にいろいろ希望する職場が麻績においては行けるといひことで、例えば長野市、松本市、あるいは千曲市、安曇野市、あるいは上田市、大町市、こういった6市に囲まれた地域というのは非常に有利な地であるわけではございませうが、こういった地の利を利用して、今度はそういったところの通勤といひませうか、通勤環境の整備、

こういったことをこれから力を入れていく必要があるのではないかなど、こう思っているわけでは

企業誘致をしないというわけではございませんし、出していただける企業はそれぞれ受け入れをして、優遇措置でお迎えしたいと、こう思っております。

それから、さらに、起業、起こす業、起こすほうですね。今若い人たちの間では個人で業を起こしていくというような人があるわけでありましたが、こういった面につきましては、小さな制度でございますが、村単独の支援策でありますとか、それからまた、県等の支援策を受けられる支援をしていくとか、こういったことで力を入れていきたいなど、こう思っております。その1つとして、例えばテレワークで業を起こしたいというような人が今後出てくれば支援を申し上げていきたいと、こう思っております。

議員が恐らくイメージされております大型の何百人雇用というような会社、企業、工場、こういったものの誘致というのは、今非常に難しい状況にあるというふうに思っております。そうなりますと、安曇野市さんでありますとか千曲市さん等で、もしこういったことがあれば、この麻績としても広域的に協力をして、そういったところが雇用の場になればありがたいと、こう考えているわけでございます。

そんなことで、これからもう少し進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 麻績村が立地条件は決して悪くないと思うんですよね。麻績インター、高速もありますし、JR篠ノ井線も通っております。そんな中でやっぱり交通の便を生かして、今村長が大変難しいとおっしゃいましたが、やはり施策として、工場団地なり、企業誘致に向けてインター周辺の再開発といいますか、そのようなお考えはお持ちではないですか。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 工場誘致条例とか、この辺の経過をやはり我々行政としても進めてまいりました。昭和40年に工場誘致条例を制定をし、工場の新設、または増設を行った企業に対し、税制措置として奨励金を交付するような策を講じてきております。それから、今までに、この条例に基づき2社ほどご利用いただいておりますのが実績でございます。

税制措置のほかに、昭和64年に長野自動車道の開通に期待をしまして、観光産業から村の活性化に向けたふるさと事業という事業をスタートさせてまいりました。内容は、今まで聖高原の別荘分譲販売が主流であった聖高原を観光地としての施設を一新して、リフト事業が

年間を通じて集客できるようなペアリフト、あるいはスカイライダーを設置して、また聖レイクサイド館を開業もしてまいりました。

そんな中の平成5年3月に麻績インターチェンジが開通をし、村では、さらに観光事業と村の基幹産業である農業を結びつけるという取り組みとしまして、アルプスの風景に映える農村風景を活用した、宿泊滞在型観光施設シェーンガルテンおみを開業した経過がございます。

整備した観光施設についても、当初は上々の売り上げをもって営業をしてまいりました。また、バブルの後半期にはなっておりましたけれども、住宅団地の造成分譲を行いましても好調な売れ行きをして、さらに企業進出ということを期待をしておったところでございます。しかしながら、残念ながら急激な人口減少、あるいは労働力不足、また若者向けの住宅整備と労働力の不足がございまして、加えて、またインターチェンジ付近の地価の高騰が影響してか、やはり村に進出してくる企業がございませんでした。

村では、企業進出を待つのでなく、麻績インターチェンジという交通の便のよさを利用して、若者定住という住宅整備を、このインターの近くの天王寺団地、あるいは本町地区にこういった施設整備を行ってきたところでございます。

また、それに加えて、子育て世代のおおざかを狙った施策として、さまざまな子育て支援策を続けてきているというような施策をとってきているところでございます。

ですので、経過としては、インター付近のことについて、そのような考え方を進めてきておった次第でございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 9月の村議選、私、地区内を回らせていただいた中で、村民の皆さんの中では、何か麻績村だけが筑北の中で取り残されていってしまっているのではないかと、何かもやもやとした閉塞感が漂っているような感じを受けました。大変難しい問題でありまして、村長も村長選が近いということもあって、なかなか答えづらい面もあろうかと思いますが、ぜひ企業誘致や働く場の確保に向けてご尽力いただきたいと思っております。

では、次に、2番といたしますか、企業支援についてお尋ねいたします。

先ごろの新聞報道によれば、地域おこし協力隊の任期満了後における村内へ定住した割合は47.1%、全国平均の62.6%を15.5ポイント下回っているとありました。定住に向けてどのような支援策をお考えなのかお聞きいたします。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） お答えのほうは、協力隊の定住というようなご質問と理解してよろしいでしょうか。

○4番（宮川秀俊君） はい。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 協力隊の定住に向けまして、さらに当初、協力隊につきましては、全体の活動自体を例えば伝統工芸とか、そういった分野、あるいは地域の活力というような分野で考えておったところでございますが、現在、村で抱えている一番定住に向けての、定住していくにも、収入の確保というものが非常に重要になってまいります。村の産業、農業を学びながら定住に向けた所得の向上ができるような、そんな施策に変えまして、今現在、農業後継者育成のための研修を進めているところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 村に住み続けたいと思っている隊員の方もいらっしゃると思います。

ただ、家もない、職もないでは必然的に出ていかざるを得ないわけでありまして。そこで定住につながる施策が重要ではないかと思いますが、現在の隊員の任期が切れた場合、そういう希望というのは村のほうでは聞かれておりますか。

○議長（小山福績君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 常に隊員ともに相談を受けながら進めているところでございます。また、起業をしたいという者がございましたら、村の中でも予算的には起業支援補助という協力隊のみのそういった制度もございますので、その辺の案内も説明しながら進めておるところでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 起業支援の補助も増額できれば、それにこしたことはないんですけども、若者定住のために住宅ができましたので、ぜひ定住に向けて社会増をふやして行って、活気ある村づくりにつなげて行っていただきたいと思っております。

では、次に、質問事項2番、農林業の振興についてお伺いをいたします。

まず、農業の振興について、1番。

私も先ごろ造林委員となりまして、10月に村の環境確認も行ってまいりました。結構荒れ

果てたところがありましたので、村内における森林整備の状況と、これからの林務政策についてお伺いをいたします。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 村内の森林整備ということでございます。

まず、村内全体的に見ますと、松くい虫被害が際立ってきております。村では、この松くい虫対策ということで、さまざまな施策を講じ、それから予算も投入してきたわけでございますけれども、なかなかその施策に被害の拡大が追いつかないという、被害拡大が進んでしまっているという状況でございます。

松くい虫対策につきましては、県道から上の松林については、守るべき松林という位置づけにしまして、この部分についてはぽつぽつ出ている松くいの被害木を抜倒駆除、薫蒸処理をしていくという施策をとっております。

それから、高速から南側になりますけれども、麻績川から南側につきましては、やはり隣村のほうから等の被害が活発というか、のほうからの侵入が多くて、施策を講じるまでもなく、その被害が広がってしましまして、今現在は松くい虫対策を何とかしようということができないような状況になっております。村内の山の中には、そういったものがもう際立ってきておりますけれども、それについてはもう手がつけられない状況ということでございます。

ただ、山の際に走っております道路ですとか、それから住宅、電線等のインフラ等に係る危険木等については、そういった地域であっても危険木の除去というようなものは進めていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

それから、村の真ん中の部分でございますけれども、ここもだんだんと広がりつつありまして、村では、去年は更新伐、自主転換という事業を起債を活用して行っております。ただし、この事業は補助制度があるわけでございますが、山の地権者が森林の経営計画をみずから立てて、その計画に沿って、その更新伐を行うものについて、面積要件5ヘクタール以上というような面積要件もございまして、この事業を活用していくということになりますと、なかなか事業が進まないかなという状況でございます。

森林の中においては、所有者が特定できないというようなところもございまして、境界も定かでないというようなところが、今現状でございます。

ということで、村のほうで起債事業を活用して、そういった更新伐を行うということになりますと、莫大な予算を投入していかなければならないというような状況になってきておりまして、今対応に苦慮をしているところでございます。

そういったことで、村内の山林の中の松くい虫対策については、いろいろな施策を講じておりますけれども、なかなか現実的に、こうやったからこうなりましたということができない状況ということで、現在おります。

それから、その他の森林整備ということで、聖公園の別荘地内については、カラマツが多く植林されて、植わっております。そういった木もそろそろ出荷等の時期を迎えるわけでございますけれども、別荘地内の環境整備も含め、今その中間伐整備を行ってきております。

これについても県の補助をいただきながら今まで現在進めてきておりますが、この事業につきましても、今県の林務の事業につきましても、なかなか今、補助の要件が年々と厳しくなってきておまして、今年も、昨年もそうでしたけれども、補助がつかないというような状況になってきております。

今後は、そういったことで起債を充ててやっていくというようなことになろうかと思っておりますけれども、なかなか起債だけでそれをやっていくことが、継続が可能かどうかというのを今判断をしかねているところでございます。

いずれにしましても、森林整備を進めていくに当たっては、いろいろな事業を活用していきたいということではございますけれども、その事業がなかなか予算がついてこないということで、今後はその予算等も勘案しながら事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今、松くい虫の被害のほうまで出ましたので、被害木ですね。間伐材の有効利用、なかなか今は被害木は薫蒸処理だけだと思いますが、そのほかにどのような活用を考えていらっしゃるのか。今は木質バイオマスということで、チップにしたり、ボイラー燃料としたりして活用されている地区があると聞いておりますので、そういった面でハウス栽培、野菜栽培等、有効活用はできないものでしょうか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

松くい虫の被害木につきましては、これは基本的には全部薫蒸処理をし、ビニールで被覆するというのが原則でございます。ですので、その他の活用というか、そこから持ち出しが禁止ということになっておりますので、その被害木自体を活用するということは、今現在できないということでございます。

それから、間伐ということで、ただし被害地域であって被害に遭っていないものについて、更新伐等の部分で先に切って、それを木質のバイオマス等に活用するというので、そういったものは、更新伐の事業については、そういったバイオマス用にチップにしてということで、活用を図っているところでございます。

ただ、今、木材の単価はずっと下がっておりまして、木を売っても、木を切る費用、それから搬出する費用には到底及ばないという状況でございまして、なかなかそれを活用するというのは難しい状況でございます。本来は材として活用して、高く建築材料というような形で売って、少しでもそういった活用方法がとればいいわけでございすけれども、今なかなか森林から、山から木を切り出す、運搬していく、そういった費用のほうが高い状況でございまして、そういった有効活用というのが難しい状況かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 先ほど聖高原の別荘地内のカラマツということがありました。先ごろのニュースによりますと、カラマツ、今までは輸入材、外材が安く入っていたわけなんですけど、カラマツが太いものは価値が出てきたということで、こういった面も活用いただければと思います。いずれにしましても、森林整備というのは土砂災害防止になりますし、治山治水に欠かせないものであります。

また、現在、森林税が長野県等、大北森林組合等の不祥事等がありましたけど、森林税は継続ということでありますので、そちらへも、県のほうへの要請もお願いしたいと思っております。

また、長野県の森の里親促進事業というのがありますが、当村におきましてもシェーンガルトンとか聖高原とか観光地がありますので、そういうところを長野県を仲介としまして各企業へPRをしていくことが重要と思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、農業振興でありますけど、耕作放棄地、高齢化、また後継者不足ということで大変、荒廃地、放棄地がふえてきておりますけど、このような現状に対して何か対策はお考えでしょうか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

耕作放棄地でございすけれども、耕作可能であって耕作がされていないという農地でございす。平成25年につきましては29.7ヘクタール、26年31.5ヘクタール、27年33.2ヘクタールでございす。平成28年につきましては、農業振興地域の見直しを図った関係で、耕

作が今まで可能だというように言われていたところも、見直しをしてみたら、そこはやはりだめだったということで、その見直しを行った結果で、数字的には7ヘクタールと減っておりますけれども、実際には年々ふえている状況でございます。

高齢化や後継者不足によって年々増加傾向にありまして、村としても大変苦慮しているところでございます。

遊休農地の解消においては、農地中間管理機構ということで、農地の貸し借りを図るその機構を使って、貸し手と借り手の仲介を行って耕作可能な耕地をふやさないように、今、村としても、農業委員会を通して、事務局通して努力をしているところであります。

また、NPO法人おみごとですとか、それから農業次世代人材投資事業ということで青年就農の皆さんでございますけれども、そういった皆さんに積極的に農業をしていただいて、少しでも荒廃農地の抑制につながればということで、村として、その支援等に努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 山間地、畑、田んぼありますけれども、畑においては、一昔前まで耕作されていたところが誰も作らなくなってしまって、今では原野化、林地化、有害鳥獣も出てきているような状態となっております。こういったところに機械を入れて、人と動物のすみ分けを図っていく施策が必要ではないかと思いますが、昨今、桑畑、桑の葉が非常に薬になるということが報道されておりました。

こういったところを活用して、昔は蚕、桑は蚕だったわけですが、桑の葉をとって今は薬用にして収穫しているというような自治体もあると聞いておりますので、参考にしていただいて、麻績の特産、筑北米やリンゴだけではなく、もう一つ何かこういったものを考えて、議員、議会、それから農業委員会の皆さんとも、できれば相談、ご協力いただいて、こういったことも活用していけたらいいかなと思っております。

私の大まかな2番までの質問は以上でございます。

○議長（小山福績君） ここで昼食時間のため休憩をとります。

再開は午後1時からとします。

ただいまから休憩に入ります。

宮川議員さんの発言の残り時間は、あと23分です。

それでは、休憩に入ります。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議長（小山福績君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

4番、宮川秀俊議員の項目3番から再開します。

宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 大規模災害への備えについて、お願いいたします。

質問要旨2番につきましては、支え合いマップの件につきましては、午前中、飯森議員のほうから質問されておりますので、省略をいたします。

まず、1番ですが、近年、東北大震災や熊本大地震等の大きな地震が起こっております。また、各地で頻発しておりますゲリラ豪雨等により被災される自治体も多くなっておりますので、防災拠点の整備状況についてお尋ねをいたします。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから、防災拠点の整備状況についてご説明をさせていただきます。

麻績村の防災につきましては、災害予防対策、災害応急対策、災害の復旧対策等につきましては、麻績村防災会議が計画策定しております麻績村地域防災計画のほうで定められております。その中で、現在の麻績村の防災拠点としましては、災害対策本部が麻績村役場庁舎ということがございます。これにつきましては、平成6年に建設されまして耐震補強済み、また非常用電源装置ですとか衛星電話、県の防災無線、村内の防災無線等が整備されておる状況でございます。消防団の拠点としましては、消防棟が同じ平成6年に建設をされております。

避難施設につきましては、現在5カ所が指定をされておまして、全ての施設で耐震の対応済みというところがございます。

避難地につきましては、麻績小学校校庭ほか4カ所が指定をされております。

災害対策用のヘリポートですが、下井堀のヘリポートを含めまして、全部で3カ所、仮設住宅用地につきましては、2カ所で現在指定をされておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） ここはJR、高速道、大きな災害によれば立ち往生してしまうことも予想されます。地区住民のみならず、被災者の飲料水とか毛布、食料品などの備蓄等がどの程度あるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小山福績君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 飲料水、毛布等、備品につきましては、今現在、村では多少は整備しておりますが、量的には整備されておられません。

その関係で、近年、大震災が多発しておりますけれども、そのような災害の中で災害場関係につきましては、余り大き過ぎるとコミュニティが確保できなくてトラブルになってしまうということもありますし、そこへ行くまでの交通経路というような問題もございます。今現在、防災計画の見直しをしております、もう少し細かい段階で避難所の指定ができないかというような形、また非常用の食料についても、そんな形で整備できないかという形で、今現在検討を進めているところでございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今、計画策定段階ということですので、これはいつ災害が起こるかわかりませんので、早急に進めていただければと思います。

そして、先にちょっと、質問要旨の4番のほうをお願いいたします。

災害によって断水が予想されるわけですが、上下水道、さらにはトイレ対策はどのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（小山福績君） 飯森上下水道室長。

○上下水道室長（飯森秀俊君） ただいまの断水時における水及びトイレ対策ということについて、私のほうから答弁させていただきます。

まず、断水時における水についてですが、県内の水道事業者は県の環境部にあります長野県水道協議会に加入しております、大規模災害時には、水道施設災害相互応援要綱により県内の水道事業者から給水車の派遣等の応援を受けることが可能となっております。

また、村内において水道管路等の小規模な事故による断水時の対応については、係のほうで備品として持っております1,000リットルの給水タンク、300リットルの給水タンク、20リットル及び10リットルのポリタンクにより断水時において対応をさせていただいております。

次に、トイレの対策でございますが、断水時において、この水洗化が進んでいる中、どの

ようにするかということで、給水については飲料水が主な目的でございます。トイレ対策としては、風呂の水の利用を広報やその給水時に口頭で伝えることによって対応をしていただいているというのが現状でございます。

また、その災害の規模によって、停電と断水が同時に発生した場合においては、下水道が流せない状況が発生する可能性もありますので、その状況に応じて広報無線により各地区にそれぞれの対応をしていただくように広報をしていく予定になっております。

また、下水道事業においても、水道事業と同様に、県の環境部の生活排水課において長野県生活排水事業における災害時応援に関するルールというものがあります。それに基づいて災害時に応援要請を行い、応援を受けることが可能となっております。

以上です。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） あるNPO法人の調査によりますと、被災者の方が一番苦勞するのがトイレだということであります。上下水道が使えない場合、水洗トイレにかわる設備がどうしても必要になってくると思います。上下水道で約1カ月、下水処理場におきましては約3カ月の長期にわたり復旧にかかるということであります。

私が調べた中で、災害時のトイレとして今注目されておりますのが、国交省が進めておりますマンホールトイレというのがありました。これは大きな拠点、役場でも小学校でもいいですが、何か所かのマンホール型、直接そこへやって、シートといいますか、テントというのをやって、すぐ使えて、これは非常に衛生的でいいのではないかと思いますので、ちょっとこちら、ご検討いただければよろしいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3番の河川整備の要望ということではありますが、10月の台風21号、大変大雨でありました。また、アメダスによりますと、聖高原の降雨量、赤いマークがついておりました。時間的にはまだ短かったんで、よかったんだろうと思いますが、あれが長時間続いておりますと洪水等の危険があったのではないかと思います。

北山ダムが出まして、上のほうはいいんですが、聖湖から下のほう、そういう場合は大変大災害になるんじゃないかと思います。それで北のほう、麻績川から南、宮本地区から下田、南のほうまで麻績川水系に関しては土砂が大変堆積しておりまして、この間の台風のときももう少しで氾濫するところまでいっていると思いますので、土砂の堆積について県や国への要望は出されておりますか、お尋ねいたします。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 私のほうから、お答えをさせていただきます。

各地区から河川に関するさまざまなご要望をいただいております。村が管理する準用河川であれば村単独で整備するということができますけれども、議員おっしゃるように、宮川ですとか麻績川につきましては1級河川ということで、それから、宮川については砂防指定もかかっているところということで、河川整備については、その管理者である松本建設事務所、または犀川砂防事務所の管轄で整備をしていただくということになっております。

河川内の堆積物や立ち木の除去ですとか護岸の改修といった、それぞれご要望いただいております。これについては、県のほうへ緊急性の高いものについては、その都度ご要望を上の方へ上げておりますし、そうでないものにつきましては、定時が9月でございますけれども、1年に1回でございますけれども、それぞれ建設事務所並びに砂防事務所のほうへ要望を行っております。

ですが、なかなか緊急性の低いものといえますか、河床整備といったように、相当の予算が必要になってくるものについては、なかなか予算つかない状況でございます。河床整備などについては、これは麻績川、宮川に限らず、大きな犀川にしても千曲川にしても、そういった現象が出ておまして、これについては何か起きないと対応してくれないというのが今の現状でございます。村としましては、引き続き県のほうには要望はしてまいりますけれども、そういった事情があるかなということでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今年度は無理だろうとは思いますが、来年度に向けて、ぜひ進めていてもらいたいと思います。各地区で麻績川の河川整備、草刈り等を行っておりますが、年々やはり土砂が多くて大変な状況になっておりますので、よろしく願いいたします。

では、次に、4番の堆肥化施設についてお願いいたします。

老朽化した堆肥化施設について、今回、HDMシステムというのがシステム変更によって処理能力が変わってきていると思いますので、どんな状況かお尋ねいたします。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） それでは、改修後の稼働状況についてご説明をさせていただきます。

11月から本格的に稼働をさせていただきます。村内各施設10カ所について週3日、それから村内の住宅密集地については5地区でございますけれども、これも週3日というこ

とで、1週間で6日稼働をしております。

11月の総収量でございます。5,027キロでございますので、約5トンの収集を行いました。そのうち、週6日ですので24日の稼働日ということで、1日平均にしますと209キロでございます。一番少ない日が85キロという日がございましたけれども、最大は459キロということで、当初の計画は日200キロということで計画をしておりますので、平均的な部分でいきますと計画どおりということでございます。

少ないとき、多いときございますけれども、この辺は対応をずっとということではありませんので、その辺のところは対応させていただいているということでございます。

現在の状況でございますけれども、生ごみを投入し、それからその菌を培養させて、種を使うもみ殻を集めて投入をして、その中で生ごみを菌によって減らすと、少なく減容化させるということでシステムにとっておりますけれども、今のところは順調に稼働しているかな思っております。堆肥になる部分については、まだどのぐらい出てくるかというのは未知数な部分でございますけれども、減容化は当初の計画どおり95・6%ぐらいの減容化にはつながっているということでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） では、2番の現在のごみの収集方法です。

それと、これから先、範囲拡大は考えておられますか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） こちらの質問につきましては、私のほうでご回答させていただきます。

今回新たに一般家庭の生ごみ、収集範囲を拡大しまして、上町、中町、明治町、本町の4地区において、11月2日より収集処理を開始しております。

今回、一般家庭からの生ごみの収集に関しましては、住民課が担当しております。麻績村環境保全審議会での協議、関係地区美化協力員の皆さんとの打ち合わせや4区での地区説明会等を実施する中で、住民の皆さんのご理解、ご協力をいただき、進めてまいりました。

現在、全体の収集箇所につきましては、保育園、小・中学校を含む10事業所、一般家庭の生ごみにつきましては、天王、上町、中町、明治町、本町の5地区となっております。

収集方法につきましては、事業所等については、排出される量によって週1日から週5日、収集日を決めて収集をしております。一般家庭の収集につきましては週3日、既存の地区ご

みステーションでの収集を行っております。

新たに収集を開始しました4地区につきましては、各地区の環境美化協力員の皆さんと調整をする中で、既存のごみステーション12カ所のうち6カ所において収集用の大型ポリバケツ、こちらにつきましては45リットルのバケツになりますが、これを3つ、それぞれ3個ずつ設置をさせていただいております。収集日の朝に各家庭から排出をお願いし、委託により収集作業を行っているところであります。

また、今後の収集範囲についてのご質問であります。今後の収集範囲の拡大につきましては、今回拡大した地区については、収集の効率性、また可燃ごみの減量率などの点を考慮して範囲を決定させていただいております。そのほかの地区につきましては、畑を所有している方もありますし、おおむね自家処理が可能な地区であると思われまので、村としては、今後も生ごみの処理機、コンポスターを利用した生ごみ処理を推進したいと思っております。したがって、現状においては拡大の予定はないということですので、よろしくお願いたします。

以上であります。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 今までどおり、じゃ、出た堆肥というのは、従来どおりの前の施設と同じように利用できるんでしょうか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 今までの堆肥化施設で使っていた処理方法でございますけれども、これについては機械を使って水分調整をし、減量化というような形をとっております。これについては、堆肥化ということで堆肥という名前ついておりますけれども、実際にはこの出てきた副産物を牛ふん堆肥等にまぜて、それで発酵促進を行うというもので、そのまま堆肥になるというものではございません。

各一般の住民の皆さんが今まではお持ちいただいて、畑なり田んぼなり圃場に堆肥と一緒に出したものを化しとして活用して、土中にある微生物の活性化を図ってという形をとっております。今回のHDMシステムで出てくるものにつきましては、これは堆肥ということで使うことが可能となります。

ただ、先ほど申し上げましたように、減容化が進んでおりまして、堆肥として使える部分というのは1年間を通して、そう多くない状況だと思います。一般の家庭に、農家の方に配るほどの量ができないという見方を今現在しておるところでございます。今後、様子を見

ながら検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） これから収集能力がふえて、今までどおりリサイクルできていけばいいかなと思っております。いずれにしましても、環境に優しいごみの減量化ということは当村においても必要かと思われまますので、よろしく願います。

以上によりまして、私の質問を閉じたいと思います。

○議長（小山福績君） 4番、宮川秀俊議員の一般質問が終了しました。

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（小山福績君） 5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

[5番 塚原義昭君 登壇]

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭です。

1つ目として、空き家対策について。2点目としまして、砂防施設について。

一問一答で自席にて行いますので、お願いいたします。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それでは、最初に、空き家対策につきまして質問いたします。

これから行います空き家対策に関する質問ですが、空き家等の管理につきましては、その所有者みずからの責任において行うということが原則だと思いますので、それを前提に質問しますので、お願いいたします。

要旨1ですが、現状の空き家について、実態把握の進捗はどのようになっているのか。

人口減少とともに世帯数においても今後減少することが見込まれますので、このことが空き家が増加しまして将来にはいろいろの影響も懸念されております。国では、平成26年5月26日から空き家対策特別措置法が完全施行されています。この法律を見ますと、国としては基本方針を示したと、こういうことですが、法の施行の背景を考えますと、国としては緊急性のある課題として法の制定をして、各行政での対策をしやすくしたと、このように理解します。したがって、各自治体では、それぞれに合った取り組みをしなきゃいけ

ないということで、努力義務があると、このように理解します。

各行政を見ましても、喫緊の課題として力を入れていることの報道も幾つもあるわけですが、具体的な取り組みも見られます。

最初に、当村においてのこの空き家の実態把握について何ができているのか、進捗状況について伺います。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 私のほうから、お答えさせていただきたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、国は空き家等の対策の推進に関する特別措置法を施行されているということでございます。背景としまして、全国的に適切に管理が行われていない空き家等が防災上、衛生上、景観上、地域の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしておるということで、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全と空き家等の活用のために、この法律が施行されているところでございます。

村内の空き家でございますけれども、村内の空き家のうち、活用できる建物については、現在、村外からの移住される方等の活用が図られておりまして、比較的空き家の活用というのは進んでいるのではないかなとは思っております。

また、周辺的生活環境の保全を図るためということで、放置されている状態にあるという、その空き家等でございますけれども、建物の中で倒壊等の著しく保安上、また道路等に危険な建物についてはほとんどないというふうに考えております。ということで、実態調査というのは現在も行ってはおりません。

ただし、この特措法の中で11条のところ、実態調査を行って、空き家等に関するデータベースの整備をするよということで、努力義務で努めなければならないということになっております。今後このデータベースの整備については、どんなふうにしていくかということで今後検討はしていきたいというふうに思っております。全くないということではありませんとということもありますので、今後の検討ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 実態把握についてはこれからということで受けとめますが、実態把握の必要性は、今も答弁にありましてとおり、措置法からしますと行政では努力しなきゃいけませんし、その実態把握ができてこそ次の対策ができると、こういうことでございます。

それから、26年9月に空き家関連の一般質問をしてあります。そのときに村の条例制定に

ついて質問したわけですが、答弁は、研究する必要があると、こういう答弁をいただいております。したがって、優先すべき事項だというふうに私は理解したわけでございます。したがって、実態把握が進んでいるのではないかとというふうに今まで理解をしていたわけですが、進まない理由というのはどういうことでしょうか。取り組まなんだという理由は何があるのか、そこら辺の説明をお願いします。

担当部署ですね。活用面の担当部署とか、危険物の担当部署とか、そういう1つの担当部署の統一化はできているのでしょうか。そういうことによって内部での調整会議ということに発展すると思いますが、あわせて答弁をお願いいたします。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 空き家対策の等の計画の策定という意味合いも含めてでよろしいでしょうか。

危険物等に対する対処方針ということでございますけれども、特定空き家というくりに入ります建物につきましては、振興課の住宅係ということで、振興課のほうで窓口は対応をさせていただいておるところでございます。

今までデータベースの整備を含めて進捗していない理由というところでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、村が把握している部分の特定空き家に該当するような建物というものが、村内それぞれの地区にそう見受けられるものではないという部分がありました。そういったことで、法律的には努力義務ということになっているわけでございますけれども、村内にはそれほどのものがないということの中で、データベース化を図ってこなかったということでございます。

いずれにしましても、今後はそういったデータベースの整備等は進めていくということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 村内に余りないということの答弁は、調査してからの答弁ではないかと、このように思うわけでございますが、いずれにしましても、現況把握というものの必要性については理解していただけるかと思いますが、かなりあるのではないかとというふうに思います。

空き家の所在なり、所有者の氏名なり、空き家の状態等を十分調査する中で、そのものがデータベースの中で活用が図られると、こういうことだと思いますので、今の答弁では管理台帳の作成といえますか、データベースまでもっていく努力は今後するという理解でよろし

いでしょうか。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 今後、何らかの形でデータベース化をしていくという考えでござい
います。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それが基本になって空き家の活用ができるということになると思いま
すので、ぜひ進めていただきたいと、このように思います。

次に、要旨2になりますが、空き家対策につきまして質問します。

最初に、措置法の目的、最初にあるわけでございますけれども、住民の生命、身体の保護
というものが第1に出てきます。現況の中で倒壊による被害とか屋根の飛散とか衛生上の問
題とか害虫の増殖等、環境に与える影響等いろいろあるわけですが、所有者に指導しなけれ
ばいけない物件はあるのか。先ほどは余りないというような答弁もあったかと思いますが、
中でも特に住民に危害を与えることも考えられるような危険物件についての対処方針があり
ましたら、答弁をお願いしたいと思います。

このことは、所有者の指導等につきましては村が行う最優先すべき対策ではないかと思
いましたので、最初に確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 危険建物ということでございますけれども、現在もそれぞれ地域
の住民の方から、または地区の区長さんであるとか、そういった方から、この部分の建物危
険だからというような話が全くないわけではございません。ことしも1件、そういった形の
建物がございました。

それにつきましては、やはり所有者がなかなか特定できないというようなことで、行政の
ほうでは固定資産台帳等の情報を活用して、所有者の特定というか、その連絡先を調べまし
て、ご本人のほうへ通知をさせていただいて、瓦が落ちたということで、その対策をお願
いをして、それについては所有者の方も対応をしていただいたというような事例もないわけ
ではございません。

ただ、件数的に、道路とか、そういった人に対して特に危険を及ぼすという建物がないと
いうことで先ほどから申し上げておまして、実際には民地の敷地内にある倒壊しそうな建
物というのは、これは結構な数であるのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、所有する所有者が建物の全責任を負うということになっておりますので、基本的には所有者の責任ということでございますけれども、村のほうでは、先ほど申し上げましたように、連絡をいただいたということであれば、こちらのほうでそれぞれの対応をさせていただくという方向で、今までも、これからも、そういった方向で進んでいくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 過去にも同じ質問をさせていただきました。その当時の答弁も、余りそういう物件については、その時点では把握をしてないということで、ないと同じようなことでもございましたけれども、実は屋根等の飛散があって、飛散があった場合は、今みたいにその時点で村として指導をしたと、こういう答弁でございます。同じ答弁でした。

実は集落に入りますと、屋根の飛散とか倒壊とか、そういう危険物件もあって、区長を通じて村へお願いしました。そうしたら、当事者も、行政からの指導ならといって即解体していただきました。いかに村のこういう姿勢というものは大事かということの裏づけだというふうに思いますが、必要な対策につきましては所有者に適切な管理指導をしていただきたいと、こういうふうに思うわけでございますが、現状もやっているという答弁かもしれませんけれども、情報を受けるための相談窓口なり、そういう時点での村民なりへのPR、周知というものをさらに強めていただきたいと思いますが、そこら辺の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 先ほどからも出ておりますが、やはりデータベースということで実態把握をするのがまず最初かなというふうに思っております。実態把握をした上で、データベースということで、ある程度そこにデータがあれば、今後それをどうするか、どうやって活用していくかということになるろうかと思えます。

このデータベースをつくる方法もいろいろな方法があるわけでございますけれども、近隣の行政では、区長さんをお願いして最初の洗い出しというようなことをしていただいたというようなことも聞いてはおります。そういった形で、地区を通して、そういった地域の皆さんが、あれは危険な建物だ、それから、所有者が実際にわかっている問題はないと思うんですけれども、所有者が今どこにいるのかというようなこともわからない建物というのが一番の問題であろうというふうに思っています。

そういうものをそういった地区で把握をしていただくということも、そういった形で区長さんをお願いしたりということであれば、データベース化をするに当たって、そういった1つの広報的な部分にもなってくるのかなというふうには思っております。

いずれにしましても、データベース化をさせて、そういった形でそういう建物がどこにどんなふうにあるということがわかれば、そこである程度広報のほうは何らかの形でしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 管理台帳をしっかりとつくっていくところについては確認しましたので、方法としては、とりあえず区長をお願いするとか、依頼するとか、または市町村によっては地域おこし協力隊で建築士の資格を持った人を採用するとか、または、お金がかかりますけれども、専門のそういう調査士みたいな方に依頼をするとか、何らかのアクションをとっていかないと、このことは進まないというふうに思いますので、ぜひそんなことで努力をお願いしたいと思います。

それでは、空き家対策の2点目になりますが、空き家等対策計画書策定について伺います。

空き家適正管理と利用活用を図る上で、空き家対策計画書の作成というものは重要になってくると思います。措置法を見ますと、市町村は施策として空き家等の対策、計画を定めるということになっていますし、また振興計画の後期に向けてのアンケートの中を見ました。その中でも、空き家対策の要望も2件ほどありました。

そういう背景を考えますと、村民からも空き家に対する必要性は高いものがあるというふうに理解をするわけでございまして、空き家を放置しますと将来は危険物件になると、こういうことでございます。

適正管理、または利活用が図られれば、今後の地域なり行政に与える影響も大きいというふうに思いますし、移住なり永住対策にもなりますし、住みやすい環境も図られると。このことを進めるには、労力なり予算も非常に必要になってくると思います。その推進する体制づくりができないと進まない事業とも思いますが、最終的には所有者の意向、または行政の施策というものを後押しする中で対策も見えてくるのではないかと、このように思います。

したがって、空き家等対策計画書作成の考え方は、今どのような考え方をしているか答弁をいただきたい、このように思います。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

特定空き家に対する部分というのが一番の問題のところでございます。この特定空き家のところの基本的な流れでございますけれども、特定空き家等に該当するもの、防災上とか衛生上とか環境、景観上問題があるというような建物において、まずその所有者とか管理者がいる場合については、これはもうそれぞれの対応をしていくということになりますし、それがないということについては、さらにどうしていくかというようなことになってくると思います。

所有者がわかっているならば、先ほども答弁しているとおり、所有者、管理者のほうへ村が連絡を行うというようなことになります。そのまま放置をすれば危険であるか、ないかということ判断するわけでございますけれども、危険であるということになれば、その除却だとか、修理だとかというような助言を村は行いますし、必要でないという、ノーであるということになれば、修繕や生活環境の保全を図るために必要な助言をしていくということでございます。さらに、それから改善が認められないということになれば、それは村のほうから勧告とかいう、もう少しきつい命令というような方法というものになっていくということでございます。

現在は生活環境に支障があるなどの情報が寄せられた場合には、先ほど申し上げましたように、固定資産台帳等の情報を活用して、所有者を特定して現況をお伝えし、対処をしていただくというところでの対応をしているところでございます。

空き家対策の計画書の策定ということでございますけれども、これはさらに一步進んで、その空き家をどういった活用をするか、活用方法だとか、その除却、所有者がいない場合に法的に代執行等、処分をするとかといった場合に、国の補助を受けるに当たっては、この計画が必要となってまいります。ですので、今後の対応としては、そういった国の補助を活用するような事案が出てくれば、空き家対策等の計画書の策定に入っていくというような考えで、現在はおります。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） ちょっと気にかかるとは思いますが、所有者がわからなくなる前に管理台帳をしっかりと、現時点のものをしっかりとつくるという、こういうことだというふうに思います。したがって、あと連絡したくても相手がわからないというような状況にならないようにすると、このことが重要ではないかというふうに思います。

対策にはいろいろあって、やっぱり最終的には利活用できるものは利活用していくと、こういうことだというふうに思うわけですが、その活用面で見ますと非常に意義は大きいのではないかと、このように思います。村の発信力にもなりますし、村の魅力が成果として得られる事業ではないかと、このように思うわけです。

また、今、若者定住対策とか、いろいろ大きな投資もしながら取り組んでおるわけですが、1つには、こういうものを活用することによって、投資も少ない中で永住なり移住なりの方向に効率的に向けていくこともできるわけですが、したがって、これを行うには、非常に事前の準備が大事だということですが、これは外部へのPRばかりでなくて、持っている人に対してどう村の政策が発信できるか、または相談体制があるかと、こういうことではないかというふうに思います。

そんなことの中で、まず調査をしながら、売るつもりがあるのか、貸せるつもりがあるのか、そこら辺の意識調査をする中で、でき得れば空き家バンク登録制度に向けていただければと、このように考えるわけですが、幾つもの自治体で、空き家バンクを設立しながら外部へ発信している自治体もあるわけですが、そこら辺の利活用をさらに進めるという上で、空き家バンクの設置についてはどのような考え方を持っているかお聞かせいただくと、このように思います。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 空き家のその活用のほうに関しましては、広報等、また区長会の席におきましても、もし貸している物件がありましたらというような案内で広報をいたしてきた経過もございます。その中で、なかなか貸し出すという物件が非常に少ないというのが実情であります。

貸し出すためには、それなりの整備も必要かなというふうに思いますし、それなりの時間をかけるというのも、なかなか今の実態の中では非常にやっていただけないというのが現状かなというふうに思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 先ほどもちょっと言ったとおり、この事業をやるには、かなりの労力等、いろいろ必要になってきます。まずもって、そういう体制でやるかどうかということをお聞きしたわけですが、今の答弁の中では、空き家バンク登録制度までは即には持っていないけれども、今後は検討していきたいということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） いずれにしましても、今現在、空き家の活用について空き家の情報を発信しておりますので、そういう大きくなっていけば、その空き家バンクというような状態にはなり得るかなというふうには考えられます。

以上です。

○議長（小山福績君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 現状やっていることは私も理解して質問しているわけで、今以上の体制づくりをどうしていくかということについて今まで質問してきたわけでございまして、答弁はやっていきたいということの方向性にはあるということの理解をしまして、次の質問に進みます。

2点目の砂防施設について質問いたしますけれども、最初に、砂防施設の整備状況について伺いたいというふうに思います。

最近の気象状況を見ますと、地球温暖化の影響等か、全国各地で100年に1回とか、または想定外とか、そのような集中豪雨等、自然災害によって大きな災害が頻繁に発生しておると、こういうことで、人命や家屋も犠牲になって大変な状況になっているというふうに思います。

より安全・安心して生活できる環境が望まれているところですが、幸いにも当村においてはそのような災害は発生しないものの、防災マップから見ますと、土石流の危険性は常に想定しながら砂防堰堤等整備がなされていると思います。振興計画にも明記されていますが、現状の村の砂防施設についての整備状況につきましては、どのように評価しているのか見解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

麻績村におきます犀川砂防事務所が管理をしています砂防堰堤というのは、大小を含めまして36基あると聞いております。近年は平成25年に市野川に1基つくっておりますし、それから上井堀の干草川に堰堤を2つ、27年と29年に合わせて2基ということをつくっていただいておりますし、さらに今は根尾の芦澤堰堤の下にもう1基、砂防堰堤をつくるということで、今現在、工事用道路の整備等を図っているところでございます。

村では土石流災害等の災害の未然防止という観点から砂防堰堤の設置については、それぞれ砂防事務所、県のほうへ要望は上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 現状はわかりましたが、これら施設等整備体制につきましては、国と
いいますか県ですか、村と一体となって対策が進められると思いますが、そこら辺の連携等
はどんな、毎年そのような検討をされているとか、どういう状況の中でやっておられるん
でしょうか。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） 砂防関係の要望も、先ほど県のほうの要望等もございましたけれ
ども、毎年9月には定時で砂防のほうへ要望事項を上げさせていただいております。

なお、それとは別に、麻績村の中の重要な施設、要介護支援の施設であるとか、小学校、
中学校、保育園といった、こういった重要な施設のあるところの上流部には、土石流災害、
急傾斜等の網がかかっているところがございますので、そういったところを村、それから砂防
事務所、双方それぞれいろいろな研究をする中で今後どうしていくかというような話を、こ
の定時とは別にそんな話もさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 密な連携をとりながら進めているということで理解します。

最後になりますが、砂防施設の劣化診断と維持管理について伺いたいと思います。

これら施設によりまして、生命なり財産を守っていただいておりますが、最
近の気象状況等を見たり、建設からの経年から堰堤の耐久性なり安全性の検証というものは、
専門的な見地の中でどのように行われているのでしょうか。

それから、その管理者は県になるのでしょうか。ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

砂防施設の管理は犀川砂防事務所になりますので、そういった維持管理等についても、こ
れは県の砂防事務所ということになります。

砂防施設の長寿命化計画ということで、平成24年に犀川砂防事務所のほうで全部の施設に
ついて行っております。実施したこの緊急点検というものでございますけれども、結果は、
犀川砂防事務所管内7市町村でございますけれども、その中で11基が修繕が必要というような

対象となったということでございます。ただ、麻績村には該当した堰堤施設はないということで、県のほうから報告を受けているところでございます。

今の砂防施設、コンクリートの施設でございますので、そういった長寿命化に向けた修繕等は、今後それぞれ計画的に県が進めていくんだらうと思っておりますけれども、懸念される砂防ダムの堆積物等の部分については、これについても県のほうへ要望は上げさせていただいて、その除去等をお願いをしているところでございますけれども、なかなか堰堤の中の堆積物については、その予算等の都合でできないのが現状でございます。

いずれにしましても、それぞれ各地区に堰堤があって、それを今の施設には水を活用できないような堰堤でございますけれども、昔の堰堤は、その水をためて、それを田用水等に使うというような活用の方法もとっておられておまして、地域で巡回、それから見回り等をしていただいているわけで、そういった中で地域の皆さんに見ていただく中で、何か不具合等があればまた村のほうへおつなぎいただき、村から県のほうへ要望を上げていくというような形を、今後ともとっていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 5番、塚原議員。

○5番（塚原義昭君） わかりました。長寿命化等の中で検証いただいているということで、安心してよろしいと、こういうことだと思います。

多少、地区内にも素人目で疑問視するような、劣化等の砂防施設もあるというような状況もあるわけでございますが、いずれにしましても、今後は想定外での被害というようなことはいえない状況なんですね。今、想定外のは発生していますから。

そんなことで、引き続き関係機関との対策をより一層行っていただくことをお願いしまして、質問を終わりにします。

○議長（小山福績君） 5番、塚原義昭議員の一般質問が終了しました。

◇ 小 瀬 佳 彦 君

○議長（小山福績君） 6番、小瀬佳彦議員の一般質問を許可します。

6番、小瀬議員。

〔6番 小瀬佳彦君 登壇〕

○6番（小瀬佳彦君） 6番、小瀬佳彦です。

私は、筑北村と麻績村の学校統合に関する質問と、歴史遺産を生かした観光戦略の再構築についての質問をいたします。

いずれも自席にて一問一答方式で行いますので、よろしくお願いします。

まず、筑北村麻績村学校等統合検討会議について、通告に沿って幾つかお尋ねをします。

両村ともに少子化が進む中、共通する課題を解決するための検討会議がなぜ決裂してしまったのか。村長は、これまでも検討会議における経緯は何度も説明されていると思いますが、しかし、なぜ今日のような状況になったのか、その原因を明確にしておかなければ、この先、両村の間で同様の事態が繰り返されかねない、私はそのようなことを大変危惧しております。そのためにも、この問題は冷静に検証する必要があると考えております。

平成23年8月から開始された筑北村麻績村学校等統合検討会議は、平成25年8月9日、18回目の会議が最後となり、両村における村長選、それから村議選を挟んで、平成26年3月から6月にかけて八者会談が3回開催されました。この八者会談とは、両村の村長、副村長、教育委員長、教育長による8名の話し合いということですが、PTAなど住民が参加した統合検討会議は、統合校の位置等を研究、検討する場であったと理解しています。しかし、八者会談は明らかに両村の責任者による交渉の場であったと思います。

そこで質問ですが、単刀直入にお聞きします。筑北村麻績村学校等統合検討会議の決裂は、平成26年の八者会談が決定的であったと考えます。このとき統合検討会議継続の交渉が失敗した原因はどこにあったのですか、答弁を求めます。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 幾つかご質問ございますが、1番、それから2つ目につきましては、私のほうから答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

誤解をしていただいはいけませんので、少し経過等を踏まえてお答えをさせていただきたいなど、こう思っております。

筑北村麻績村学校統合検討会議、これは議員もご承知のとおりだと思いますが、これは交渉の場ではなかったわけですね。交渉の場ではなく、両村の教育委員会の上申書に基づく学校統合に向けて検討する会議体であったということでもあります。それから、八者会議というのは、この会議をどういう形で持っていくかという、そのための代表者会議という位置づけ

でございますので、誤解のないようにお願いしたいなど、そう思っております。

それから、この両村の検討会議につきましては、子供たちを主役にして、よりよい教育環境の整備ほか5つの基本事項を理念に、平成23年8月4日に始まったわけでございます。当然、会議は多数決で決することはせず、話し合いで進めていったというものでございます。それで話し合いも進みまして、両村長から統合案を示してほしいというところまで至りまして、平成24年3月5日、具体的な統合校の位置及び統合時期が示されたわけでありましたが、筑北村では、この両村長案に賛同は得られなかったということでございます。

そして、両村のこの検討会議での結論が出る前に、筑北村議会の学校等統合問題検討特別委員会、ここでは両村長案に不同意という結論が、先に出されたということでございます。そうした中で、両村検討会議が検討するということが非常にやりにくくなったという中で、両村検討会議が中断したわけでありましたが、そうした中で、筑北村としては独自の2つの統合案が検討されたわけでありましたが、その内容をご承知だと思うんですが、旧3村それぞれの思いが複雑だったということも察する内容だったわけでございます。

この筑北村の2つの案と両村長案を両村検討会議で検討しようということで再開はしたわけでございますが、前進はなかったということで、唯一どの案においても共通の本城小学校と筑北小学校の統合については、これはどの案にも全部含まれているので先行して進めてほしいことを了解してほしいという申し出がございまして、これについてはよかろうということと、それとあわせて、坂井小と麻績小の統合をできるだけ早い時期に進めていきたいと思いますということになったことは、そうなったわけです。

その後、先ほど議員おっしゃるように、両村の村長選挙、また議会選挙が近づいたということから、あとの検討会議は選挙が終わった後にしましょうということを確認して中断となったわけでありまして。選挙後、両村会議は再開されるはずでございましたけれども、選挙結果は、今までの流れを引き継ぐ形とはならなかったということでございます。

それで、平成26年1月に実は私が筑北村長のほうに出向いて、今後についての話を申し上げました。

そして、その後、平成26年3月25日及び同年5月30日には代表八者会議を開いて、何とか会議の再開をしていましょうという話をしたわけでございますが、筑北村さんからは最終的に平成26年6月24日、筑北村だけで学校統合を進めることに決めたという旨が伝えられまして、事実上ここで終結となったということでございます。

麻績村からは、この八者会議のときにも上申書に沿っての検討ということでございますの

で、こういった形を続けていきたいと思います、それから前からの約束であります麻績小と坂井小の統合を早くしましよということと、3つ目といたしましては、やはりこういったことを全て両者の検討会議でやりましよ、検討会議の再開ということですね。この3つを提案したわけですが、これがかなわなかったということでございます。

筑北村では、飯森村政から関川村政に変わりました、関川村政の一番の公約と申しますか、これはもう既にご承知かと思っておりますが、合併後10年になるが、いまだ村は一つになっていない。筑北村を一つにすることが一番重要なんだということで、「筑北村はひとつ、停滞から前進へ」ということを合い言葉に取り組むという公約がなされているわけです。

こうした中で筑北村さんが決めた学校統合計画というのは、もう既にご承知だと思っておりますが、小学校は坂井小学校を使い、中学校は聖南中学を使う。そして、組合からは32年3月をもって脱退するということございまして、しかも、この脱退につきましては、協議という形ではなくて、地方自治法第286条の2第1項の特例規定によって予告されたということで、私は大変残念だと、こんな思いをしたわけでありまして。

両村検討会議の顛末で、今、議員は失敗というお言葉を使われているわけですが、やり損なったとか、全ての目的が果されなかったという、失敗という言葉とは少し違うのかなど、そんなように思っているわけでありまして。

P T A、それからまた保護者の皆さん、それから議会を代表する方々、大変多くの方々がご努力した結果、実が結ばなかったということは事実であるわけですが、こういった皆さんにおかれましても、失敗という評価をされることは大変切ない思いがするわけですが、私も非常に残念だと、そんな思いもしているわけでありまして。

このことは、私も以前から申し上げているとおり、麻績村といたしましても、それからまた私自身といたしましても、当初のこの両村検討会議の目的でありました両村教育委員会の上申書に基づく学校統合、この実現をしようということに至らなかったということでありまして、残念であるという思いはいたします。

筑北村では、独自の検討会議を経て、教育委員会がまとめた学校統合に係る提言書、これが村長に最終的には出されまして、村長はこの提言書に沿って、これを議会に提出、そしてまた議会で議決されたという経緯を踏んでいるわけございまして、筑北村の統合案につきましては、村民の総意で結論づけがされたというふうに、正式にはお聞きしているわけでございます。

ということでございますので、全てが失敗だったということにはなるのかどうかという思

いもするわけでございます。少子化の流れが続く中で、いずれは学校統合に対する両村民の思いが一つになり、筑北地域の学校は統合に動くときに必ず来ると思いますし、また私はそういったことを強く願っております。それまでは、筑北村さんがこうした方向を出されたということになれば、麻績村としてしっかりとした教育を行っていかなくちゃならないと、こう考えているわけであります。

それと合せまして、学校がこういう形になったとしても、学校同士の連携を深め、そして交流を活発にしていく必要が当然あるというふうに考えております。現在、そのために研究、検討を進めているわけでございます。これは、また必要があれば教育長のほうから補足させますが、今そういった状況であるわけでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 経緯等状況を把握をしておりますが、若干その中でまだちょっと明らかにならない部分について再質問させていただきます。

やはりどちらが悪いとか、どちらがどうだということを判断することも大事ですけども、私が一番重要視しているのは、この検討会議がなぜ破綻したのか。つまり、その仕組みに何か問題があったのではないかということ、ちょっと疑問に思っていますので、そこを中心に質問したいと思います。とりあえず八者会談についてですが、これは筑北村側の、要するに情報公開の中で、村民に対する議事録にこのようなことが文面で出ていました。3回目の八者会談で、筑北村は現状の状況では2村の学校統合は困難と判断したようです。

私自身が筑北村の皆さんとこのことについて話をするとき、多くの皆さんから、この八者会談で物別れに至った、要するに筑北村側としては2村の統合は、これは困難だと判断した、そのことを麻績が乗ってこなかったと、こう表現するんですね。

これはどういうことか、私が常々疑問に思っていて、麻績が乗ってこなかったから、この話はご破産になったんだよというような、その意味はどういったことを指しているのか、具体的に村長にお伺いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） そういったことも聞くわけでありますが、こちらにも逆になぜかお聞きしたいという点であります。

八者会議という位置づけについては、議員もご承知だと思うんですけども、検討会議組

織する両村の委員というのは、議会代表、それからPTA代表、保護者代表ほか学識者代表等々あるわけですが、こういった皆さんが交渉の場ではなく会議体の形で会議を開催するわけですが、こういったときに、その前に次回の会議の次第でありますとか、開催場所でありますとか、それから前回までのまとめと次回への協議事項等について代表者で検討をして、そして今申し上げたようなことを決めて会議を開催しようという性格の八者会議であったわけですから、その場で議員の言ういわゆる交渉とか提案等はありません、当然そういったものは会議の席で検討しましょうということになるわけですから、その場で決裂したとかどうということは、八者会議の性格上そういうことはないというふうに、私どもは理解しているわけです。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） では、その八者会議の後に、また筑北村へのその再検討を求めたということでしょうか。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実は八者会議というのは、たしか3回行いました。最後、政権が変わった後ですね。政権が変わった後の八者会議のあり方というのは、従前のあり方とは、麻績村は同じ考え方でございましたが、筑北村さんがちょっと変わってきたのかなと、そんな思いはいたしておりました。

それで、最初の段階から筑北村だけで学校統合進めていきたいというような意向があったわけですが、今の流れの中ではそういうことではなしに、筑北村さんで出された2つの案、それからまた両村長の出された案、それからさらに中断している間に若い人たちがいろいろと研究してくれた内容等があるので、そういうものを含めて会議を再開し、そういったものを検討しましょうということをごちらからは申し上げたわけですが、筑北村さんは、学校統合については筑北村だけで進める方針を決定したということが、2回目ぐらいからそんな話が出てきていまして、最終的に3回目に、これは村で決めたことだというようなことになったということをごいまして、その後、直ちに筑北村さんのほうでも、独自の学校統合の検討会議が始まったと、そのように認識しております。

そうした中で麻績村といたしましても、それぞれ議会に報告し、それから教育委員会にもお話をし、さあどうしようかということで、筑北村さんがそういうことになれば、麻績村としてはやむを得ず、麻績村としての今後のあり方等について研究しなきゃならないということで、教育委員会さんのほうの研究も始まったということをごいまして、

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 本来、教育は政争の具にはされてはならないと、これは基本だと思いますね。ですから、私も筑北村の皆さんには、やはりこのことが選挙区の題目に上がったということは非常に残念だったというような気がしています。

教育委員会は、政治的中立性と学校運営の継続性、安定性が確保されなければならないはずです。たとえ学校統合の最終決定権が村長にあるとはいえ、やはり両村の村民による関係者が熟議する統合検討会議、これが最大限優先されるべきであったというふうに考えます。教育は百年の計といわれ、地域の将来に多大な影響を及ぼす重大課題でありますから、たとえ首長がかわっても、やはり両村の教育委員会が独立性を発揮し、会議が結論に達し終結を宣言するまでは継続が保障される、そういった仕組みがそもそも必要だったのではないかと。私はそのことを少し問題にしてみたいと思うんですね。

そこで再質問になりますけれども、この教育委員会の独立性ということについて、村長並びに教育長のお考えをお聞きします。

私は、教育委員会の独立性がこの学校等統合検討会議の継続中、またそれ以後もそうだと思いますが、この教育委員会の独立性、両村とも十分ではなかったのではないかとというような気がしてならないんですが、その辺について村長並びに教育長にお願いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実は議員の思いと私の思いも同じだと思うんですね。同じだと思います。多少ご認識されている点がちょっとずれがあるのかなと思うんですけども、両村の学校統合検討委員会の始まった一番のものは、両村の教育委員会として、これからの教育はどうあるべきかということを検討されたわけです。これは教育委員会独自で、村の意向でもなく、教育委員会としてこれからの教育はどうあるべきかということを検討したわけでありませう。

それで、その時期といたしましては、筑北村さんのほうが1年先、それから麻績村のほうも筑北村さんより約1年ぐらい後で始まったかと思いますが、それぞれ出された今後の方向づけというのは、地域全体を見てどうあるべきかということが出されたわけでありませう、これは概ね近い内容であったわけですね。そうしたことから、両村のこれからの教育委員会から出された、そういった答申に沿った学校統合ができないかということになったわけです。

両村にまたがることになりませうと、これは村長知らないよというわけにはいかないという

ことで、まず、これは村長会談でどうしようかということを決めようということで、当時の飯森村長と私と話し合いをしました。それで、その中で、やはり両村の教育委員会の思いというものを受けとめてやっていかなきゃならないだろうということで、私と飯森村長としては、両教育委員会の思いに沿った形での検討を始めようという方向づけを出したわけです。

そういった方向づけを出すときにも、教育委員会さんの多少のずれ等のそれはあるものですから、そんなところも調整しながら両村の検討会議に入っていったということでもあります。

そして、今議員おっしゃるように、教育委員会は当然中立といいますか、そういったことで行われるべきこととございますが、やはりそれだけではできない、行政とともに進めなきゃいけないという点もあるということをご認識いただいて、お願いしたいと思うんですけども、結果的に今回の学校統合がこういった形になってしまったというのは非常に残念だなと、そんな思いをいたしているわけでもあります。

以上です。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 教育長の部分ということでございますが、私も、教育委員会としては必ず中立でなければならないというふうに考えております。そんな中ではありますが、教育方針の部分で変わってまいりまして、今現在では、平等であります、教育方針等いろいろな部分については、しっかり首長と意見を交わす中でお互いに協力し合ってやっていくという形になっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） その辺、非常にいろいろ多分首長さんがリーダーシップをとることが必要だということで、今のような制度ができたと思います。しかしながら、これがうまくいっているときはよかったと思うんですね。ところがこれがうまくいかない、逆転してしまうと、非常に教育問題が政治に引っ張られる。我々は今回そういうことを経験したのではないか。これは、よくも悪くも、やはり今回のことを非常にこれは皆が心に刻んで、そして、このようなことがあるんだということをご記憶すべきだというふうに考えております。

それでは、ちょっと時間もありませんので、次の質問へ行きたいと思っております。

そうは言いましても、やはり私としましては、筑北村との協調、それから連携、このことなしに麻績村の今後というものは非常に考えにくい、そのように考えております。その中で少し確認をさせていただきたいわけですが、麻績村独自の保小中一貫教育の検討について、

これもいろいろな誤解が生じているというふうに考えます。

特に筑北村の人たちから見ると、このことをとって麻績は筑北村との学校統合を否定しているというふうに、誤解だとはわかっていますが、そういう見方をされる方が少なくない。ですから、その辺の確認をぜひしておきたいんですが、麻績村の保小中一貫教育に関する考え方について、これは学校統合と相反するものではなく、全く次元の違う話であるというふうに私は理解しております。仮に筑北地域で学校が統合されたとしても、保小中一貫教育は実現可能であると考えますが、教育長の答弁を求めます。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 議員のおっしゃられるとおりというふうに、理解は私もしております。

麻績村で進めている一貫教育でございますが、学校を一つにするという解釈されている方もちょっといるようでございますが、麻績村は教育の一貫性を持って進めていくということでございます。これにつきましては、筑北村も教育の中で連携をとってやっていくということで、一貫教育的なことを進めていますので、そこら辺のところではいきますと全然問題はないというふうに解釈をしています。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 私も全く同感でありまして、そのような形で、これまた筑北村とも目指している方向は全く重なる部分も多いということでもあります。そういった中で、やはり現実問題、私が今この状況にある麻績村の喫緊の教育に関する課題は、中学校にあると思っております。

午前中の話にもありましたとおり、来年4月から坂井の子供たちが筑北中学校には入学してなくなると。そのことにより、現実問題として、例えば部活動など存続も含めて難しい局面を迎えるというふうに考えられますが、これに対処するために今現時点でどのような具体策を考えているか、教育長に答弁を求めます。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 中学校のクラブ活動等の部分でございますが、部活動というものは、基本的にはそれぞれの学校において、生徒各々の技術を磨き切磋琢磨していくものと思っております。しかしながら、現在では少子化が進む中で、山間部だけではなく、郡、支部でも顕著になっております。長野県下でも種目によっては合同により試合に臨む学校も出てきており、中学校の体育連盟でも、よりよい合同方法の検討を重ねております。他県では、高校

部活も少子化により合同チームでしか参加ができないというお話も聞いております。それほど少子化が進んでいるのかなというふうにも思っております。

また、現在、社会体育として民間のクラブチーム等が小学生、中学生を対象に放課後を利用した中で、サッカー、バスケット等の活動も行っております。また、中には、個人の習い事としてダンス等の教室に通い練習に励んでいる生徒もおるということで、少子化以外でも生徒が不足している状況が出てきております。

中学校部活動が難しくなってきましたが、部活動として日ごろの練習の成果を発揮できるように、近隣校と連携を図りながら諸問題を見据えた部活動を考えていきたいというふうに考えております。

また、近隣校との合同には保護者間の連携が非常に重要になります。学校間の連携を図りながら進めていくこととしておりますが、今後におきましては、全ての部活動を存続していくことは極めて難しくなるかというふうにも考えております。広域的な視野で社会体育として活動することや、個人競技的な部活も検討していくことが必要になってくるものと考えております。

なお、学校間の連携は、運動を主とする部活だけではなく、現在行っております吹奏楽の関係の生坂、筑北、麻績の小学校をまじえた中学校が一堂に会して行われる塩筑北部音楽祭等の活動等、小学校を含めた学校間交流を進めていかなければ、これからの交流、合同の部分ではうまくいかないだろうということで、そちらのほうもしっかり進めていくように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 大変重要な点だと思います。これはもう喫緊の課題ですし、やはり来年、筑北中学校へ進学をする子供の親御さんたちも非常にその点は心配をしている点だと思います。

そこで、学校間の連携ということで、1つ具体的に質問させていただきたいと思います。今、長野県教育委員会で信州型コミュニティスクールという方針を立て、学校と地域住民が一体となって子供を育てる仕組みを推進しております。これは、この地域においても聖南中、それから筑北中、両校とも行っている事業であると思いますが、まだまだ、これは平成24年あたりからですか、始まった新しい事業ですので、暗中模索といいますか、まだ手探りの状況も多いと思いますが、いずれにしましても、今、教育長が答弁されましたとおり、部活にしても地域をひっくるめて、その協力を得ながら、今までのような部活の形ではなく、クラ

ブチーム、あるいは地域の指導者に直接協力をお願いするという場面も出てくると思います。

ということで、この信州型コミュニティスクールというのは、そういったものを包括する私は手だてではないかというふうに考えておりました、できれば、この信州型コミュニティスクール、学校と地域が一体になって運営するというを筑北中学、聖南中学、これはもう共同研究のような形で連携をしていったほうが、いろいろな面で融通がきくのではないかと、そんなふうに考えておりますが、そういった面での交流はどうでしょうか。

○議長（小山福績君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） コミュニティスクールの関係でございますが、信州コミュニティスクールという部分で長野県では独自に行っていくということでございますが、これは地域の皆さんに日常的に学校に来ていただき、子供たちのこと、学習、環境や部活動等を支援をしていただく。また、学校と地域がこんな子供を育てたいという願いを共有しながら、一体となって子供を育てる持続可能な仕組みを持った地域とともにある学校かと思っております。

また、それぞれのコミュニティスクールは、運営委員会で運営をしております。運営方法や課題等について検討を行っている状況でございますが、それぞれの学校のコミュニティスクールの目標が一緒ならば結構可能になってくるかと思っておりますが、それぞれの学校の中での調整を行わなければちょっと難しいかというふうには思いますが、現在でも筑北の中学校のチーム筑北、また聖南中学校に設置しておりますきささげ応援団でございますが、しっかりこの中も現在、社会体育とかの、また社会教育の中での指導者等の紹介等は行っており、しっかり今のところ交流はしてございますので、そこら辺の中から、もし検討事項があればお互いに研究はしてくれるものというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） ぜひ、その辺の連携をお願いしたいと思います。

この学校間の交流並びに今言ったコミュニティスクールを取り巻くその地域の方たちの交流、こういったものは、生徒の交流はもちろんですけども、やはり非常に人的な交流が深まるわけですね。こういった交流体験を積み重ねることが、非常に私は重要な意味を持ってくると思っております。両校の関係者が理解し合い、そのようなメンバーが、もし今後中学校が統合という話になった場合には、私は一番中心になる顔ぶれになるのではないかとこのように考えておりますし、そう期待したいと思っております。

そういった学校関係に非常に明るい、しかもそれを応援しているという人たちによって、この地域の本当のあるべき姿の学校統合というものが話し合える、そういった理想の場にな

っていくんではないか。

逆に言えば、現場に近い人たちの交流を伴わない机上の検討会議というのは、そのことに相当なリスクがあると、こういうことを私は指摘をしたいと思います。誰も地域の学校を悪くしたいという人はいませんけれども、やはりそれを取り巻く関係者がまず交流を持つ、そして理解を深める、このことが私は非常に重要だし、今回の学校統合の問題の中で、私たちはそのことを少し意識しなければいけないのではないかというふうに考えております。

いずれにしろ、教育は行政に優先するという、これは午前中にも飯森議員からありましたように、宮下・義村長の口ぐせであったというふうに聞いておりますが、ぜひともこういう姿勢で我々も教育環境の整備に臨んでいただきたいし、私も協力をしたいというふうに考えております。

それでは、質問項目の4になりますけれども、若干方向を変えまして、歴史遺産を生かした観光戦略の再構築ということでお尋ねをします。

まず、現在の聖博物館の利用状況を教えてください。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、お答えいたします。

平成29年度の利用者数でございますが、11月末現在766人の利用となっております。平成28年度の年間利用者数は729人、平成27年度は年間845人の博物館利用となっております。ただ、この利用人数につきましては博物館への入場数の集計となっております、D51などの展示物を置いてある無料開放されている広場にお越しになった方の人数は含まれてはおりません。

こちらの無料開放されている広場につきましては、土日であったり、長期連休などの天気がよい日になるんですが、お子さま連れのご家族が多くお越しになっているという状況となっております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 年間七、八百人ということであります。

これ、冬期間の閉鎖はいつからいつまででしょうか。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 冬期間でございますが、12月から3月の末までが冬期間の閉鎖となっております。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 1年12カ月のうち4カ月ですね。3分の1が閉鎖ということで、この間は展示物や収蔵品が全く生かされていないということでもあります。そこで提案したいわけですが、花屋や瀬戸屋、これも村で管理している施設だと思いますが、それを聖博物館の分館にしてはどうかということを提案したいと思います。

とりあえずは冬期間、やはり誰も足を踏み入れないというところに多くの収蔵品を寝かせておくというのは、これは有効利用とはいえませんので、そういった建物と展示物、収蔵品を有効利用するという面でも、花屋や瀬戸屋、こういったものを可能なところから聖博物館の分館という形で利用をしていけばどうかということで提案をしたいと思いますが、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、聖博物館の分館化につきましてお答えをいたします。

花屋や瀬戸屋、この2つの施設につきましては、今現在セキュリティーの対策であったり耐震対策ができていないものとなっております。まだ対策ができていないものですから、常設での開館を前提とした対応が、今できていないということになっております。

また、花屋につきましては、当面の目標は旅籠を残して保存することが当面の目標でございますので、常に開館となりますと、トイレなどのハードの整備が必要となってまいります。ですので、今後の検討とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 私もすぐに、これはもう今の聖博物館のような状況で開放ということを行っているわけではございませんでして、セキュリティーや、あるいは耐震化ということも含めながら、どのような利用ができるかという検討をいただきたいと思います。

いずれにしろ、例えば松本の城下町に、これは高橋家住宅という下級武士の住宅が保存、管理されております。そちらも、行ってすぐ毎日見られるわけではございませんでして、週に何日、2日とか3日とか、あるいは午前中だけとか午後だけとか、そのような形で限定的な開放、また中にも展示等若干されております。そのような限定的な方法でも利用可能な方法を探っていただきたい、まずはそんなふうに要望をしておきたいと思います。

次に、聖博物館について、もう一つ提案をしたいと思います。

聖博物館がリニューアルした際、収蔵品の台帳をつくったと思いますが、まず、それらを

デジタルアーカイブに編集してはどうかということを提案したいと思います。

さらに、村内の史跡や遺物など、文化財指定にかかわらずデジタルアーカイブ化して、いつでも閲覧できるインターネット博物館というものを開設してはどうかというふうに提案をしたいと思います。ご所見を伺いたいと思います。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、ご回答いたします。

当面の聖博物館の狙いでございますが、博物館や聖高原へ足を運んでいただくことが、現在の目的となっております。ですので、現段階につきましては、聖博物館収蔵品のデジタル化などにつきましては、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

また、村内の史跡や文化財につきましては、村のホームページに掲載されているものもございますので、それらを利用しながら検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） ホームページの情報発信、非常に大事だと思っています。現在のものも、それはそれで意味がありますけれども、後ほど最後に、これは時間があるかどうかわかりませんが、そういった総合的な文化財をどう活用していくか、あるいはその保存の部分も含めて、そういった計画をもう一回練り直さなければならないというふうに考えております。

今言った花屋は、とりあえず旅籠として保存するというのが目的、そしてまた聖博物館の収蔵品は、そこへ足を運んでもらう、聖高原観光の要するに要素が強いという、そこら辺の捉え直しといたしますか、もう一回棚卸をして見直さなければならないというふうに私は考えております。

それでは、次に行きますが、私は博物館という考え方、今松本市でもそうですが、もう箱の中で完結するという時代は終わっておると考えております。例えば麻績村全体を丸ごと博物館としてインターネット博物館に情報源をストックすると、そのようなことも、今のこのような情勢の中では可能なわけですね。

その中に、今まででいいますと博物館の情報というのは非常に学芸員的なそういうかたい情報が流れるのが普通であったわけですが、例えばそういったインターネット博物館では小学校とか中学生が善光寺街道について調べた学習の発表であるとか、福満寺や神明宮の近隣住民がガイド役になって解説しているところをビデオで撮るとか、あるいは紙芝居の会の演目の上演など動画として配信するということも、現在可能であります。

ですから、そういったことも含めて、私はインターネット上の麻績全体をもう丸ごと博物館として捉えた情報発信というのは大いに有効ではないか、そんなふうに考えますが、ご所見があったら伺います。

○議長（小山福績君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） ご回答いたします。

麻績村全体をインターネット博物館といいますか、動画配信などでございますが、また、今現在は麻績村のホームページ等では配信が今できていない状況ではございます。しかしながら、今ご提案いただいたものであったり、こちらでまた周知、お知らせをするようなことで皆様の観光の誘客になったり、麻績村の宣伝になるのであれば、今後の検討ということで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） ぜひ前向きに検討していただいて、これはもう私も協力できるところは大きいに協力をしたいというふうに考えております。

つまり、これはもう情報発信源は、それぞれ村の人たちが自分で発信をするんだと、ここに非常に大きな意味があります。特に紙芝居の会の今までストックされた作品を見ますと、これはもう紙芝居の会を見ていただくだけでは非常にもったいない。大変労作であるとともに発信源になり得る。これは有効な発信源になり得るということで、またぜひそちらのほうの検討、また調整もお願いしたいと思います。

それから、ちょっと1点、こんなような形で発信をしてはというふうにちょっと例を申し上げますが、ただ単に村中にある、今現存している史跡を、それにラベルを張るような形で情報発信しても、私はなかなか届きにくい。これはいろいろな場面で私も経験しておりますが、今現在、文化庁なんかでもいろいろな史跡を群として、要するにエリアとして、あるいは包括的な物語として捉えるということを推奨しております。

例えば先ほど来出ております芦澤川の堰堤も、これを近代遺産という括りでくくってみますと、例えばこの近代遺産の麻績の村の中での一番中心になる文化遺産は篠ノ井線なんですね。117年たった篠ノ井線というのは、もう立派な近代遺産です。これに付随して同時期にできたのが、あの芦澤川堰堤でありますし、さらに産業振興の中心として、当時の国のかなめ、稼ぎ頭は養蚕だ。この養蚕業の史跡として野口の風穴があるわけです。しかも、その養蚕業を助けた資源として石炭がある。

この筑北地域でも大いにとれたと。その炭鉱があったのは上井堀にもある。そして、そういった事業者がふえると銀行が必要になってきます。その六十三銀行の支店が花屋にあった。駅前が開けて町ができ、新しい町のシンボルが欲しいとって明治町に道祖神ができる。

さらに、江戸時代からの宿場の中橋で生まれた山崎斌、この人が文士になって、人的交流の中から中橋に若山牧水と大田喜志子が宿泊したと、このような近代遺産の物語ができるわけですね。

こういったものを私は観光資源にできるというふうに確信をしております。こういったものの物語性を持って、これから歴史を生かした村づくりというふうにとるならば、一番大事なのは情報発信です。その情報発信のやり方を、私は観光戦略の中の大きな要素として、インターネット発信ということで提案をしたいと思いますが、もし村長、これについて何か感想があればお伺いしたいと思います。

○議長（小山福績君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、小瀬議員に感謝を申し上げたいのは、実は私も貴重な歴史文化を大切にしていきたいという思いは、私の大きな公約の柱でございまして、そういった部分では大変ありがたく思っているわけでありまして。

私も、かねがねこういった麻績には多くの資源があるわけでありまして、こういったものを活用していくべきだと、そう思っているわけです。

時間が余りないので、最後のご質問にもございますが、基本構想について、こういったものも当然必要になってくるのではないかなと、こう思っているわけです。今おっしゃるようなことを総合的にやっていくには、やはり国の文化庁の支援等を受けたりしていくことが当然必要でありますし、それから、さらには麻績村というのは、昔から交流の盛んな地でありました。麻績村だけではなしにですね。例えば善光寺街道とか、それからさらに古道であるとか、いろいろな交流があったと。そういったことも含めれば、相当のものが資源としてあるわけでありまして、そういったこともやっていきたいという思いはしているわけでありまして。

ですから、そういった部分になっていきますと、議員が最後にご質問されるかと思いますが、この基本構想の策定というようなものも視野に入れながらやっていく必要があるのではないかなと、こう思っているわけです。

ただ、今、これは非常に残念なんですけれども、実はこれを進めていくには、人的、それからまた、当初の財源的にも大変な部分があるわけございまして、こういったものに早く

目途がついて、こういったものに早く着手できればありがたいと、こんなふうに願っているわけです。

村としても私のこれは大きな柱でもありますので、また議員のお力もお願いしながら、これから進めていければなど、こんな思いをしているわけでございます。

以上です。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 最後の質問、本当に駆け足になりましたんで、聞きたい部分のさわりはお答えいただいたというふうに解して、質問は省略をしたいと思います。

とにかくいろいろな面で、やはり国の奨励しているものを地方がどう受けとめるかというのは、多分、これはもう釈迦に説法でして、村長を初め執行部の皆さんはもう重々承知をしていることだと思います。その多くの中に2020年というものに期限を切ったものも少なくありません。私は、とにかく国頼みでいいのかというようなご意見もあるかと思いますがけれども、我々のような小さな自治体がやはりその中できらっと光るためには、大きな市町村にできないことをやるしかないというふうに考えております。

村長のお話の中に、歴史文化基本構想、これも財源の手当が、難しい。確かにやり方によってはお金がかかるかもしれません。しかしながら、これも手づくりで村民の要するに人材を生かし、そして、これはもう自治体で工夫をしてやるということが前提ですから、これは私はやりようでお金をかけなくてもできると思います。

大きい市町村になると、やはりそのほうが私は困難を伴うなということで、例えば松本市のこの歴史文化基本構想の策定の様子を少しかいま見まして、非常に実感しました。なぜならといいますと、大きい市町の特に合併をした長野市とか松本市、これはもう総花的にやらなきゃいけない。これは大変なんです。麻績村は幸い、本当に完結した小さな狭い地域の中で、誰もが例えば福満寺だといえ、神明宮だといえ、これに異論を唱える人はいませんね。

そういった意味で、非常に小さな自治体は逆にやりやすいということがありますので、ぜひとも、これはもう本当にきょうと言わず、あしたと言わず、このことについて担当部署でぜひ、これは教育委員会になろうかと思っておりますけれども、研究をいただいて、前向きにこの構想についての取り組みをして始めていただきたい、そういうふうに私のほうから要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小山福績君） 6番、小瀬佳彦議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開は3時5分とします。

それでは、これで休憩に入ります。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時05分

○議長（小山福績君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（小山福績君） 6番、茂木泰男議員の一般質問を許可します。

6番、茂木議員。

〔7番 茂木泰男君 登壇〕

○7番（茂木泰男君） 一番最後になりましたけれども、きょう私の質問したいことは、福祉センターの修理についてです。これは平成26年から平成29年5月までです。2といたしまして、山ぼうしの今後のあり方について。3番、企業センターの見直しについて。4番、協力隊と行政のかかわりについてでございます。

一問一答で、自席にて質問をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（小山福績君） 茂木議員につきましては、身体に障害がございますので、着座のままの質問を許可します。

6番、茂木議員。

○7番（茂木泰男君） それでは、福祉センターの修理についてですが、これは福祉センターのほうからの要望がここにありますけれども、これは住民課長のほうへ行っていると思いますが、よろしくをお願いします。

それでは、10月のちょうど月曜日の休みの日、中をずっと見せていただきました。男湯、女湯、雨漏り箇所等、いろいろございました。

平成26年から平成29年5月まで約45カ所がありました。村は計画を立てて、具体的に大

変数が多いものですから、26年から29年、4年かかっているわけですから、いつ直すのか。具体的にちょっとお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 福祉センターのご質問でございます。私のほうからご説明をさせていただきます。

麻績村福祉センターにつきましては、昭和52年、高齢者相互の交流の場として、健康増進を図るための入浴提供を目的として、麻績村老人福祉センターとして開設された施設であります。以後、施設の老朽化、耐震化対策ということで、平成19年に施設のバリアフリー化、施設の耐震補強などの改修工事を行って、新たな福祉センターとして村民の世代間を超えた交流の場として、多くの村民の皆さんにご利用をいただいているところであります。

しかしながら、この施設の改修からもう既に10年を経過している中で、新たな修理箇所が必要となる部分も年々ふえてきているのは現状であります。現在、施設の管理運営につきましては、麻績シルバー人材センターへの委託をしており、修理箇所の要望につきましては、毎年年度当初に村との打ち合わせ会を行い、状況を確認しているところであります。

村としては、限られた予算の中で事業を実施しているわけではありますが、要望箇所について全てを一度に対応することが難しい状況にあります。今回の12月の定例会の補正予算にも修繕費を計上させていただいており、緊急性、また安全性などを考慮して優先順位を決めながら随時修理を行っている状況でございます。

今後においても、施設の修理につきましては、管理を委託しております麻績シルバー人材センターと綿密な連絡調整をとりながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（小山福績君） 6番、茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 一番最初にやらなきゃいけないことは、やっぱり雨漏りですね。あれはやっておいてもらわなきゃいけないと。何か壁が穴あいてございます。それをあそこの職員が応急措置でやっつけられますけれども、そういうところもしっかり、住民課長あそこへ業者と行って、ちゃんとチェックをしていただきたいと、こんなように思います。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 私どもは現場をその都度確認をさせていただいておりますし、ま

た、今年度できない部分についても、来年の予算に向けて見積もりをとりながら順次修理をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山福績君） 7番、茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 来年の予算はどのくらい盛ってありますか。修理箇所ですが。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 来年の予算につきましては、今月中にパソコンのほうで各課で集約をしていくようになっております。現在のところ、数字的な面は、今、見積もりをしている最中でございますが、通常といいますか、修理を必要とする部分については計上させていただきたいと思っておりますが、以上であります。

○7番（茂木泰男君） それでは、第2としまして、平成26年から村は検討する、検討するばかりで、これは充実した福祉施設とはいえないのではないかと。村一番の憩いの場所でもあるので、ぜひとも手直しをして、早急になるだけ予算をつけていただいて実行していただければいいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それから、3番目になりますけれども、平成29年11月現在、業者の話では福祉センターの火災報知機が機能しないというわけで、ブザーが鳴らず、もし異常事態が発生してからではおそいのでは。早急に修理する必要があると思いますが、村のお考えは。

昨日ちょっと予算盛ってありましたけれども、5日の日ですか、火災報知機の予算もってありました。その件について少し、いつやるのか。これは何か非常事態が起きてからでは本当に遅いんで、早急にやってもらいたいと思いますが、住民課長、お願いします。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 先日の予算のときにもお話をさせていただきましたが、今回の補正予算に修理の計上をさせていただいております。予算には計上させていただいておりますが、業者のほうには、緊急性が高いので仕事を進めるようにということで指示はしているところでございます。

以上であります。

○議長（小山福績君） 7番、茂木議員。

○7番（茂木泰男君） それは年度内にやってもらえるんですか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 非常に緊急性が高いので、大至急ということで事業を進めております。予算通り次第、執行できるように進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（茂木泰男君） それでは、第2の山ぼうしの今後のあり方についてですが、9月半ばに私は中を見せていただきました。大変建物が老朽化していて、リフォームしてまで使用すべきでないと思います。今後の計画で建て直す考えはないか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） お答えいたします。

午前中の質問にもありましたけれども、過去に建設された公共施設が大量に更新時期を迎える一方、地方公共団体の財政には非常に厳しい状況下に置かれております。国からの要請によりまして公共施設などの全体を把握し、長期的な視野で更新、統廃合、長寿命化などの計画を行い、財政負担の軽減、平準化により公共施設などの適切な配置の実現を目指して、麻績村においても、公共施設などの総合管理計画が策定されました。今後は村内にあるそれぞれの施設ごとに個別の管理計画を作成し、老朽化対策を図る予定となっているところでございます。

山ぼうし作業所につきましては、福祉企業センターの分場として、今年度より村営の作業場として活動を行っているところであります。現在の利用をしている施設につきましては、ご存じのとおり旧麻績保育園の園舎を使用しております。この施設は昭和41年に建設されているものでありまして、既に老朽化の施設となっているわけでありまして。このようなことから、今後の施設のあり方について、今回の個別計画の策定に向けて、現在研究をしているところであります。

以上であります。

○7番（茂木泰男君） 村の配下になったわけですが、山ぼうし出向いて、住民課長、お話をなされたのか、なされないのか。要望があると思いますけれども、向こうは向こうの。その点どうでしょうか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 出向いてということではなくて、あの施設自体が今申し上げましたように昭和41年に建設されたものでありますので、既に老朽化はしているということでもあります。今回の個別計画の策定に向けて、現在どうするかということで研究をしているところであります。

以上であります。

○7番（茂木泰男君） ありがとうございました。

2番ですが、現在の建物ではすき間だらけですね。大変利用者も寒いと言っていました。

冬対策で、ぜひ暖をとるような形でやっていただければなと思いますが、村のお考えは、どう考えているのか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 施設につきましては非常に老朽化しているということで、すき間風も入るような状況でありますので、その状況を見ながら対応したいと思いますが、よろしく願いいたします。

○7番（茂木泰男君） 山ぼうしを解体をして、山ぼうしは何か離れ小島みたいなところにて大変私も心苦しいと思います。企業センターと一緒にして、山ぼうしを解体してやったらどうかと、こんなように思ったわけでございます。

それで、村は建て直す計画があるのか、ないのか。また、企業センターと一緒に、企業センターも大分老朽化しております。その点どうなんでしょうか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 今、福祉企業センターについてのご質問がありました。福祉センターにつきましても昭和49年に建設されたもので、同様に老朽化が進んでいる状況にあります。こちらの施設についても建てかえが必要となってくるかなというところではありますが、両施設において同一の場所で施設整備ができるかどうか、これらにつきましても、あわせて研究、検討することが必要になってくるかと思えます。

いずれにしましても、新たな施設の整備にかかわる費用につきましては、非常に大きな費用がかかるということでありますので、その費用に係る財源の整備も、財源も含めた中で研究、検討をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（茂木泰男君） ありがとうございました。

4としまして、少子高齢化社会の中、福祉施設にも目を向けて、ぜひともやっていただきたいと、こんなように思いますが、村の考えはどういう考えしているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 福祉施設ということは十分承知しておりますので、なるべくスムーズにできるような形の中で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○7番（茂木泰男君） それでは、3の企業センターの見直しについてでございますけれども、私が麻績村に来て45年になりますが、振り返ってみますと、役場を定年になった職員が、出先機関や各職場に配属される傾向が圧倒的に多いと感じます。これは世に言う天下りではな

いか。これは村長にちょっとお願いしたい。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 役場を退職された皆さんをそれぞれの場所でさらにもう少しお願いしているというのが現状でございます。天下りという表現が適切かどうかちょっとわかりませんが、金額的にも給与的にも大分下がった形をお願いしているということでございますが、今までの経験をお願いしたい、使いたいということと、それからやはり今、民間からお願いしようとしても人材がなかなか集まりにくい。それから、さらには専門的な知識を有する人が非常に少ないということでございます。

現在、社協でありますとか、それから企業センター、それから保育園等にはお願いしているわけでございますが、民間から新たにということになりますと、人件費も非常に伸びるといふこと、そういうことも言われまして、お願いをしているというのが現状でございます。

以上です。

○7番（茂木泰男君） それでは、2番に入ります。今まで定年後の職員は2年間の再雇用が保障されるような傾向にあるが、一般住民の中にも優秀な人材はいると思うが、登用する意向はないか伺いたいです。

○住民課長（森山正一君） 塚原副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 今、村長のほうから、一応専門性のある、そういった職員、そして、ある程度事務、あるいは技術に従事している職員を効率的に定年後も活用、あるいは頑張っていたとというようなことを、今お願いをしているところでございます。

全体的に新たな募集をかけてもなかなか人材が集まらないというようなこと、それから、今、民間企業さんのほうは大変景気もよくなってきたというような形の中においては、なかなか給料的な部分でも集まってきてくれる方がいないというような形の中で、どうしてもこういった職員の再雇用というような形の中で活用していかなきゃならないというのが、実情でございます。

今後、総体的な部分の中で、またいろいろと村民の皆様方をお願いする、また一般の方々をお願いする、そういった部分につきましては、公に募集をかける中で対応を図っていきたいと思っているところでございますけれども、今現状の中では、そういった形で予算的なもの、あるいはそういった専門性というもの、そういうものを含めまして現状でお願いをして

いるということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○7番（茂木泰男君） 企業センターの所長の件ですけれども、今まで、前、役場職員が所長をやっている、おやめになって、次の人不在のままずっといましたよね。それでやり遂げるためそこに責任者を置かなきゃいけないと思いますけれども、所長という立場で今度住民課ですので、どうか所長ではなくて、職員があそこへ行って責任者とやったらどうですか。

○議長（小山福績君） 塚原副村長。

○副村長（塚原勝幸君） 企業センターにつきましては、以前、役場の職員が出向して所長にというようなこともございましたし、その後は、そういった嘱託職員でというようなこともございました。また、その後においては、臨時的な職員に所長というお願いをして対応してきたというような形でございます。

いずれにしても、今、企業センターにおきましても、山ぼうし等々のそういった事業も一緒になって今動いているというようなことでございますし、また、ある意味では体の不自由な方々も大勢来て業務に携わっているというようなこともございますので、どうしても責任的な部分では、そういう所長というような形の中で、全体を把握しながら全体を事業を回していくというような形もございますので、どうしてもそういう責任ある立場の者をそこに設置をするというのが、企業運営の中では大変重要ではないかと考えているところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○7番（茂木泰男君） 所長代理でやってきた前回やめた方が、1カ月働いて16万5,000円と私は聞いております。所長は20万と、これは正確なものでしょうかねえ。ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小山福績君） 塚原副村長。

○副村長（塚原勝幸君） それぞれの職務の責任の立場によって、それと同時に事務のいろいろな多さによって、給料的な部分につきましては対応させていただいているというのが実情でございます。

以上でございます。

○7番（茂木泰男君） わかりました。

それで、今、企業の人たちは、1カ月働いても3万から4万前後だと聞いております。それでは余りにも低く、仕事にも生きがいを感じられぬ状況になっております。作業賃金を今

より10%から20%ぐらいアップさせてやる考えはないのか。これは、ここに所長職を置くと、この働いている人たちにもうちょっとアップしてやったらどうかと、私の考えですけども、どうなんでしょう。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 私のほうからお答えいたします。

今の麻績村福祉企業センターにつきましては、昭和49年より社会福祉法の授産施設として設置され、働く意欲がありながら就労が困難な人、就労や技能の取得のために必要な機会及び作業などを与えて自立を助長するというを目的とされている授産施設であります。

このようなことから、現在の福祉企業センターにつきましては、施設事務費として支出される長野県からの補助金や取引先企業への納品による受託収入を主な収入として運営しております。現在の取引企業につきましては5社、電気機器部品の組み立てやお土産品の加工、包装などを行っております。

利用者の毎月の賃金の算定につきましては、各個人の作業による製品の出来高、これによって企業から受託収入が入りまして、その金額を個人の作業賃金として支払いをしている、こんな仕組みになっているわけでございます。したがって、利用者については賃金がそれぞれ違って来るわけでありまして、そんな形態の中で今事業を行っておりますので、作業賃金をアップするというのは難しいような状況でありますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○7番（茂木泰男君） 今の住民課長の説明はわかりました。どうしても、これはアップできないということになればしょうがないけれども、補助金でこの人たちはアップはできないという、ほかのほうはいろいろな補助金が出ているんですけれども、ここは出ないということですね。それでよろしいでしょうか。

○議長（小山福績君） 森山住民課長。

○住民課長（森山正一君） 今申し上げたとおり、出来高で賃金をお支払いしております。補助金という形では支出できません。よろしくお願いいたします。

○7番（茂木泰男君） それでは、4ですが、協力隊と行政のかかわりについてでございますけれども、協力隊と行政のラインですね。線引きでは、どこまでが協力隊か、どこまでが行政かが不明確な場合がありますが、一例を挙げるとキャンドルの花火の件ですが、打ち上げの依頼に協力隊3人で、1人で1日、2人で2日間、私のところに参りましたけれども、私は、これ、数字言っていないか——議長、いいですか、数字は言っても。よろしいですか。

○議長（小山福績君） どうぞ。

○7番（茂木泰男君） いいですか。ずっと、私、今まで10万でやってきたんですね。

と私の息子と、私は報酬はないんですけども、本当にボランティアでやってきました。

それで、その件に関しましては、花火の依頼はいいんですけども、やはり料金のことになると、これは行政がやるべきであって、かなり協力隊の人もストレスがたまっているようです。村と協力隊がもっと密にさせていただきたいと思います。村の考えはいかがなものか、そういうことでございます。

○議長（小山福績君） 茂木議員に申し上げます。

協力隊の仕事のラインは、また行政とのかかわりはということですので、一応その花火の件はそれでとめておいていただくようにお願いします。

答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 協力隊と行政とのかかわり、そして協力隊の仕事のラインということでお聞きですので、お答えをさせていただきます。

平成21年3月末に総務省から地域おこし協力隊制度が設置され、各自治体に推進の通知が出されております。人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持、強化を図るためには担い手となる人材の確保が特に課題とされ、このことを踏まえ、地域社会の新たな担い手を外部から確保することにより地域力の維持、強化を図ることとし、地域おこし協力隊制度が始まったところでございます。

国からは各自治体に対して、地域おこし協力隊は行政職員の不足分を補うためのものではなく、協力隊として個人の発想と活動によって地域に密着した担い手となるような活動をやらせてほしいとの指導のもとで始まった制度であります。

当村においても、定住にまで結びつくには、それ相当の時間を要するものと考えておりました。しかしながら、定住に至らないまでも、高齢化率42%の村にとって、日中、村の中で若い者が活動するだけで活気が出てくるのではないかと、そういう期待を持って平成23年度から設置をし、募集を開始、同年1名の採用をしたところであります。その者は青年海外協力隊の経験を持つ経験者であったため、大勢の住民を巻き込み、活動が始まったため高い評価を受け、協力隊という活動が村内に知られていったかなというふうに思っております。

また、募集についても、自治体、各団体から情報をもとに単に募集するのではなく、採用する側がやってもらいたい活動を明確にし、打ち出して募集したほうが応募しやすいという

ようなこともありまして、募集する内容を自治体がほとんど活動する内容を決めて募集をしております。当村においても、伝統工芸、農業、子育て、環境というようなテーマを決めて募集、採用をしております。

ご質問の要旨の行政と協力隊とのガイドラインみたいなことかと思いますが、どこまで、どこからということについては、その事案ごと違いがございます。ただ、協力隊がみずから行動を起こすことが大切なことというふうに考えております。行政がルールを敷いて、その上を協力隊が走る、そのようなものではなく、みずから村民と会話を持って、土台を築きルールを敷き、完成に向けて走り始めるような、そんな指導をしております。

その中で事前に相談するよう企画書を提出させる等行っておりますが、特に継続している事業については、つい慣例で行き過ぎてしまう場面もあると思います。その折は、村民に謝りながら行っておりますが、どうかその点をご理解をいただき、ご指導いただければなというふうに考えております。ただ、最終的に予算等絡む場合におきましては、職員がその関係する者と打ち合わせながら決めさせていただいております。

以上です。

○議長（小山福績君） 7番、茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 先日、工場へ来たときに、協力隊がこういうことを言っていました。来年切れると、期限切れだと。そういうまだ大分枝切り等でリンゴ農家が縮小したいというようなことを聞いたものですから、ちらっとそこへ話したら、ちゃんとまだそれまで勉強して、どうやって生きていきやいいかということ、そう言っていましたけれども、そういう例えば農家があれば、村としても、そういう技術を学ばせて、ここへ定住するようにはできないんですか。

○議長（小山福績君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今現在、そういうやり方で協力隊に日々指導員をつけて農業の指導を行い、定着できるような体制を図っていきたいかというふうに計画をしまして進めているところでございます。

以上です。

○7番（茂木泰男君） ありがとうございました。

これは、ことし協力隊が来ましたね。半年もいないうちに、どこかへ行っちゃったという例がいっぱいありましたけれども、それは麻績村に魅力がないのか、あるのか。それで引っ

ちゃったのか。何か人間トラブルがあったのか、そこらのところをお聞きしたいんですが。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 要旨の2のほうに入ってきているのかなというふうに思います。

内容につきましては、各そういったことにつきましては、個々に必ず面談を行ってやっております。ですので、おっしゃられたそういったいわゆるストレスがたまって退任になったというようなこととは、今回の退任の件については考えて理解をしております。あくまでも本人の希望で退任に至ったというところであります。

以上です。

○7番（茂木泰男君） 半年いないというのは何か理由があって、本人は本人かもしれないけれども、何かの理由がないんでしょうか。よくて来たんじゃないかなと思って、半年もいないのにどこかへ行っちゃうというのは何か寂しいような気もするんですが、行政はどういう考えでいるか。

○議長（小山福績君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 面談をする際に、実態、例えば今回の件につきましては伝統工芸の関係でございますが、実態等話をして、本人に理解を得て、それで採用を行ったわけでございますけれども、実際活動をしていたときに、やはり自分の思いとすれ違があったということかなというふうに感じております。

以上です。

○7番（茂木泰男君） 協力隊の方にお聞きしたんですが、何かトラブルが、人間関係があったんじゃないかという私の耳に入りましたけれども、これは本当なのか、課長、把握していますでしょうか。

○議長（小山福績君） 塚原副村長。

○副村長（塚原勝幸君） ただいま課長のほうから申し上げたとおり、やはり協力隊につきましては、全国各地から麻績村の地にというような大勢の方がおいでになっております。一応募集についても、農業、あるいは伝統工芸というような形で、幅広い分野で来ていただいているわけですが、やはりそういった中に協力隊の皆さん方も、この地域に夢を持ったり、また、この地域伝統のそういったすばらしいものに憧れてきたりとか、いろいろとその人それぞれで目指すところが違って、また麻績村の魅力について、しっかりと把握しながら来ているわけでございますけれども、やはりこういう地域で働き、また活動をする中に

おいては、どうしても自分の趣旨に合わない部分も出てくるというようなこと。また、そして趣旨に合わなければ、違った、また趣旨に合うようなそういう体制のところへ自分なりに新たな展開を求めていくというような形の中で、どうしてもなかなか全員が全員、初めに目指した、そういった目標に向かって進めないという人が出てまいります。

今、議員さんから言われる人間的トラブルという部分については、これは常に村づくり推進課のほうで聞き取りをしながら、何をやりたい、将来どういう方向で進んでいきたいとか、いろいろなことを、またストレス等についてはどうかというようなことを聞きながら、その活動をしているというような形でございますので、そういった人間的トラブルというよりも、どうしても、そういう自分の目指す目標がちょっとずれてしまったような形の中で退団というような形で行く、短い期間で退団する協力隊もいるわけでございますので、そういった部分でご理解をいただきたいと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○7番（茂木泰男君） 最後になりますけれども、福祉施設、またお年寄り、子供、また我々障害者に温かく目を見張って、ぜひともやってください。

明るい麻績村にしようという気持ちは、我々みんな村民が願っているわけでございますけれども、どうか細かいところまで目を通して、これからやっていっていただきたいなど、こんなように思ひます。

ありがとうございました。

○議長（小山福績君） 7番、茂木泰男議員の一般質問が終了しました。

7番、茂木議員の議席番号を途中まで6番と呼称してしまったことに大変失礼しました。

以上で、通告されました議員全員の一般質問が終了しました。

◎委員長報告

○議長（小山福績君） 日程第2、委員長報告を議題とします。

社会文教委員会及び総務経済・社会文教合同委員会に付託しました審査の結果について、社会文教委員長から報告を求めます。

〔社会文教委員長 小瀬佳彦君 登壇〕

○社会文教委員長（小瀬佳彦君） それでは、社会文教委員会に付託されました陳情1件の審

査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第29－8号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書」の採択を求める陳情書については、採択・意見書提出としました。

厚生労働省は、2013年から今年までの5年間で「特例水準」の解消による2.5%の削減、「マクロ経済スライド」の発動による0.9%の削減、今年0.1%削減など3.5%も目減りさせました。

マクロ経済スライドをはじめこれからも際限なく年金の減額が行われれば、低賃金の非正規雇用で働く将来の年金者にとっても深刻な問題となります。

昨年の臨時国会で年金受給資格期間は25年から10年に短縮され、約64万人の無年金者が年金を受給できるようになりましたが、当面の要求である毎月支給に関しては、相変わらずかたくなな態度を取り続けています。

「マクロ経済スライドの撤回」、「最低保障年金制度」の実現にも足を踏み出そうとしていません。国は憲法第25条2で「すべての生活部面において、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上、増進に努める」義務を負っています。国民年金法では「憲法第25条2の規定にたつて国民生活の安定が損なわれることを、国民の共同連帯によって防止し、国民生活の維持・向上に寄与する」としています。

よって、当委員会は陳情の趣旨に賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情1件の審査報告といたします。

○議長（小山福績君） 続いて、総務経済委員・社会文教委員、合同での委員会報告を総務経済委員長から報告を求めます。

宮川秀俊総務経済委員長。

〔総務経済委員長 宮川秀俊君 登壇〕

○総務経済委員長（宮川秀俊君） 総務経済・社会文教合同の委員会に付託されました請願1件の審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第29号－9号 両村ごとの学校運営計画を見直し、協働による小学校1校、中学校1校の設置運営を求める請願書につきましては、継続審査としました。

麻績村・筑北村の学校統合問題については、平成26年6月開催の両村代表者会議（8者会議）において、筑北村長より学校統合は「筑北村のみで進めることに決めた」との報告があ

り、平成23年8月から進めてきた話し合いが終結した。その後筑北村では検討が重ねられ、平成29年3月議会で統合に関する条例が議決された。内容は平成32年4月1日に筑北小学校と坂井小学校を統合し、坂井小学校を開校する。そして平成30年4月1日から段階的に、坂井小学校の卒業生を聖南中学校へ登校させることとし、「平成32年3月31日をもって筑北中学校の学校組合から脱退」するとのことでした。

来年4月には聖南中学校への登校準備を進めており、生徒、保護者にさらなる不安を与えている。

今回の請願書は一部内容が違うが筑北村議会にも同様な請願書が提出されており、筑北村の脱退計画の中止の請願、条例の廃止等、筑北村の今後の動向も視野に入れながら結論を出す必要があるため、当合同の委員会は、請願書の趣旨は理解したうえで、継続審査と決定しました。

以上、総務経済・社会文教合同での委員会に付託されました請願1件の審査報告といたします。

○議長（小山福績君） それでは、付託案件の採決をします。

第29－8号 「若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを採決します。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、陳情は採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第29－8号の陳情は、採択・意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、第29－8号の陳情は採択・意見書提出とすることに決定しました。

続いて、第29－9号 両村ごとの学校運営計画を見直し、協働による小学校1校、中学校1校の設置運営を求める請願書について採決します。

ただいまの合同委員会での総務経済委員長の報告によると、請願は継続審査です。

委員長の報告のとおり、第29－9号の請願は、継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、第29－9号の請願は継続審査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小山福績君） 本日予定されました議事日程は、全て終了しました。

以上で、平成29年第4回麻績村村議会定例会第2日目を終了し、散会とします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時50分

平成29年第4回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成29年12月8日（金）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 2 議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 3 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第4号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第5号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について
- 日程第 6 議案第6号 平成29年度麻績村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第7号 平成29年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第8号 平成29年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第9号 平成29年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 発議第1号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書について
- 日程第11 発議第2号 議会議員の派遣について
- 日程第12 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（8名）

1番 飯森茂孝君

2番 塚原利彦君

3番 峯村賢治君

4番 宮川秀俊君

5番 塚原義昭君

6番 小瀬佳彦君

7番 茂木泰男君

8番 小山福績君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

| | | | |
|--------|-------|----------|--------|
| 村長 | 高野忠房君 | 副村長 | 塚原勝幸君 |
| 教育長 | 飯森力君 | 村づくり推進課長 | 宮下和樹君 |
| 総務課長 | 宮下利秀君 | 振興課長 | 塚原敏樹君 |
| 上下水道室長 | 飯森秀俊君 | 住民課長 | 森山正一君 |
| 観光課長 | 青木秀典君 | 教育次長 | 臼井太津男君 |
| 監査委員 | 花岡興男君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 江森勇夫 | 書記 | 宮下桜 |
|--------|------|----|-----|

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（小山福績君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成29年第4回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より撮影、議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（小山福績君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第2、議案第2号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第3、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第4、議案第4号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第5、議案第5号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第6、議案第6号 平成29年度麻績村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

質疑を行います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第7、議案第7号 平成29年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第8、議案第8号 平成29年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第9、議案第9号 平成29年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（小山福績君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第10、発議第1号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書提出についてを議題とします。

質疑を行います。

発議第1号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決されました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（小山福績君） 日程第11、発議第2号 議会議員の派遣についてを議題とします。
質疑を行います。

発議第2号について質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（小山福績君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山福績君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（小山福績君） 日程第12、閉会中の継続審査の申し出について議題とします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山福績君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることを決定しました。

◎村長挨拶

○議長（小山福績君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

村長挨拶。ここで、高野村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成29年第4回麻績村議会定例会におきましては、提案を申し上げました14議案、慎重にご審議いただき、全て原案どおりお認めいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、7名の議員から麻績村の発展に向けての貴重なご提言、そして課題等についても深く研究をされ、ただしていただきました。活発な議論を交わすことができましたこと、大変うれしく思っております。ご提言は、いずれもこれからの村づくりに重要な事柄だと受けとめております。

ご決定をいただきました事項につきましては、適正に執行してまいります。

今年も残すところわずかとなりました。議員各位を初め、村民皆様にはご健勝にて輝かしい新年を迎えられますよう心からご祈念を申し上げ、今定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（小山福績君） 本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

以上をもちまして、平成29年第4回麻績村議会定例会を閉会とします。

この後、事務連絡がありますので、議員の皆さんは議員控室にご参集願います。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時44分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員